

官報

号外 昭和二十六年三月二十五日

○第十回衆議院會議録第二十三号

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)
議事日程 第二十二号
午後二時開議

- 第一 議員川上貫一君懲罰事犯の件
- 第二 外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 国土調査法案(内閣提出)
- 第四 外国為替資金特別会計法案(内閣提出)
- 第五 緊要物資輸入基金特別会計法案(内閣提出)
- 第六 農業共済再保険特別会計法の二部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の二部を改正する法律案(夏堀源三郎君外二十三名提出)
- 第八 結核予防法案(内閣提出)
- 第九 予防接種法の二部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十 船員保険法の一部を改正する法律案(丸山直友君外二名提出)
- 第十一 精神衛生法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 第十二 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十三 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十四 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十六 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、公共船員職業安定所の設置に関し承認を求めらるるの件

第十七 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出)

第十九 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外七名提出)

第二十一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院運営委員長提出)

第二十二 国会閉会中委員会が審査を行つ場合の委員の審査雑費に関する法律案(議院運営委員長提出)

第二十三 衆議院事務局職員定員規程中改正案(議院運営委員長提出)

第二十四 衆議院法制局職員定員規程中改正案(議院運営委員長提出)

- 本日(の会議に付した事件)
- 弾劾裁判所の裁判員辞任の件
- 弾劾裁判所の裁判員の補充選挙
- 日程第一 議員川上貫一君懲罰事犯の件
- 日程第二 外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 国土調査法案(内閣提出)
- 日程第四 外国為替資金特別会計法案(内閣提出)
- 日程第五 緊要物資輸入基金特別会計法案(内閣提出)
- 日程第六 農業共済再保険特別会計法案(内閣提出)
- 日程第七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の二部を改正する法律案(夏堀源三郎君外二十三名提出)
- 日程第八 結核予防法案(内閣提出)
- 日程第九 予防接種法の二部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十 船員保険法の一部を改正する法律案(丸山直友君外二名提出)
- 日程第十一 精神衛生法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 日程第十二 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十六 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、公共船員職業安定所の設置に関し承認を求めらるるの件

日程第十七 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出)

日程第十九 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外七名提出)

日程第二十一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参議院運営委員長提出)

日程第二十二 国会閉会中委員会が審査を行つ場合の委員の審査雑費に関する法律案(議院運営委員長提出)

日程第二十三 衆議院事務局職員定員規程中改正案(議院運営委員長提出)

日程第二十四 衆議院法制局職員定員規程中改正案(議院運営委員長提出)

- 弾劾裁判所の裁判員辞任の件
- 弾劾裁判所の裁判員の補充選挙
- 日程第一 議員川上貫一君懲罰事犯の件
- 日程第二 外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 国土調査法案(内閣提出)
- 日程第四 外国為替資金特別会計法案(内閣提出)
- 日程第五 緊要物資輸入基金特別会計法案(内閣提出)
- 日程第六 農業共済再保険特別会計法案(内閣提出)
- 日程第七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の二部を改正する法律案(夏堀源三郎君外二十三名提出)
- 日程第八 結核予防法案(内閣提出)
- 日程第九 予防接種法の二部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十 船員保険法の一部を改正する法律案(丸山直友君外二名提出)
- 日程第十一 精神衛生法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 日程第十二 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後三時一分開議

○副議長(岩本信行君) これより会議を開きます。

○副議長(岩本信行君) お諮りいたします。田中伊三次君から弾劾裁判所の裁判員辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○副議長(岩本信行君) つきましては、この際弾劾裁判所の裁判員の補充選挙を行います。

○議長(岩本信行君) 弾劾裁判所の裁判員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、弾劾裁判所の裁判員に権熊三郎君を指名いたします。(拍手)

第一 議員川上貫一君懲罰事犯の件

○副議長(岩本信行君) 日程第一、議員川上貫一君懲罰事犯の件を議題といたします。

川上貫一君から一身上の弁明のため発言を求められております。この際これを許します。が、弁明の範囲を越えないよう御注意を願います。川上貫一君。

○川上貫一君(一身上の弁明をいたします)。

裁判所を圧迫し、この無実の労働者二十名に對し、五名を死刑に、十五名を無期懲役その他の重刑に処する未確定の判決を下してある。これは憲法人権に對する冒瀆であり、だからこそこの陰謀は、今や中国を初め全世界の民主勢力の一大抗議運動となつて摘発されている。われわれは政府に對し、即刻刑用事件に関する全被告を無罪釈放することを要求する、と宣言しておるものであります。(あたりまた「と呼ぶ者あり」)

五條に違反したること、まことに明瞭でありまして、これこそ極刑に値するものと断せなくてはなりません。(拍手)

なお重大なことは、この演説を広く院外に流布いたしましたして、モスクワ放送並びに対日理事会でこれを講究りさせております。近くは、懲罰委員会の速記録を複写して世間に流布してある事実があります。これは一層その罪重しと断せなければなりません。(拍手)

以上により、川上君の懲罰は、衆議院規則第二百四十五條により除名を相當と信するものであります。が、翻つて今日の國際情勢をなごめんとすとき、川上君を除名しただけでは、これによつて失墜された日本政府並びに日本國の信用を回復することはできません。日本の國會において、かかる言辭を弄したことは、重大なるあやまちであつたとして、あらためてこれを中外に宣明させることが何よりも必要なことだと信じます。がゆゑに、川上君に物理的制裁を科するがゆゑに、言論をもつて傷つけた信用を言論によつて回復せしむることが何よりの急務と信じますから、ここに川上君に對し、これに相當する内容の陳謝文を朗読せしめることを適當と信するものでござい

ます。よつて委員長報告に賛成いたす次第でございます。(拍手)

○副議長(若本信行君) これにて討論は終局いたしました。議員川上君の採決をいたします。議員川上君一君懲罰事件の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて議員川上君一君懲罰事件の件は委員長報告の通り議決いたしました。(拍手)

川上君一君の入場を許します。

ただいまの議決に基き宣告いたします。昭和二十六年一月二十七日の議場における議員川上君一君の發言は不穩當なものと認め、同君に對し國會法第一百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと議決いたしました。よつて議長は、川上君一君に對し、委員会起草の文案を朗読し陳謝の意を表すべきことを命じます。(拍手)

川上君一君の登壇を求めます。川上君一君。

○川上君(若本信行君) 一身上の弁明もせないうで、陳謝などはあつては行かぬ。この陳謝文は議長に返す。 (拍手)

(答へざる者多し)

○副議長(若本信行君) 御静書に願います。御静書に願います。川上君一君は院議に従いませんから、議長は川上君一君を懲罰委員会に付することといたします。(拍手)

○副議長(若本信行君) 日保第二、外資に関する法律の一部を改正する法律案、日保第三、国土調査法案、有函案を二挿して議題といたします。委員長報告を求めます。経済安定委員長岡田正君。

外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項第四号中「社債、貸付金債権、株式又は持分を、社債又は貸付金債権」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加ふる。

四 政令で定める場合を除いては、株式又は持分を取得する場合に、その取得の対価が当該取得のために對外支拂手段を合法的に交換して得た本邦通貨その他の對外支拂手段と同額の価値のあるものでない場合

第十一條第一項中「一」を「一、二」とするときは、(次項の規定により開け出なければならない場合を除く。)

一(次項に規定する株式又は持分を該當するものを除く。)

二(取得しようとするとき)に改め、同條第二項中「該當するものを取得しようとする場合であつて、一(該當し、且つ二)に改め、「受領しよう」とし、「三」に改め、「取得した」を加へ、「あらかじめ」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 その取得が当該法人の財産の増加をもたらす株式又は持分

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第十七條第二項を同條第四項とし、同條第三項中「前二項を、前四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項を次のように改める。

この法律の施行後、政府、地方公共団体その他権限のある者が、外國為替及び外國貿易管理法以外の法律で定める手続に基いて、外國投資家が本邦において適法に所有する財産の全部又は一部を收用し、又は買収した場合において、当該外國投資家が、当該收用又は買収により受領すべき對価に相當する金額の全部又は一部について外國へ向けた支拂をしようとするときは、当該外國投資家は、政令で定めるところにより、その旨及び政令で定める事項を記載した書面を大藏大臣に提出しなければならない。

大藏大臣は、前項の規定による書面の提出があつたときは、直ちに、当該書面に記載された對価に相當する金額の外國へ向けた支拂に必要な外貨資金に関する資料を開僚審議会に提出しなければならない。

3 開僚審議会は、前項の規定による資料の提出があつたときは、当該資料に記載された對価に相當する金額の外國へ向けた支拂を確保するため、当該對価の受領の日保三年を経過する日までの間必要な資金を外國為替予算に計上しなければならない。

第二十四條第一項を削ぐ。又第二十七條第一項として、同項に規定する株式又は持分を取得し、附則第四項を附則第六項とし、附則第五項を附則第七項とし、附則第三項の次に次の第二項を加へる。

4 外国投資家が左に掲げる認可を受けて取得した株式又は持分は、外資委員会規則で定めるところにより、この規定の施行の日から六月以内に行われた申請に基づいて外資委員会が指定したものに係る配当金(その指定の日以後に支拂られるものに限る)の外圍へ向けた支拂は、外國為替及び外國貿易管理法第二十七條の規定により認められたものとする。但し、外資委員会が条件を附した場合には、当該条件に従ふなければならぬ。

一 外國人の財産取得に関する政令の規定に基づく認可
二 前項の規定による認可の申請があつたものとみなされて同項の規定に基づいてされた認可
5 第八條第一項及び第二項並びに第十四條及び第十五條第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第八條第一項若しくは第二項又は第十四條中「認可又は許可又は認可」とあるのは「指定」と、第十五條第二項中「前項」とあるのは「附則第四項」と読み替へるものとする。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(衆議院の附録に掲載)

国土調査法案
国土調査法

第一章 目的及び定義(第一條、第二條)
第二章 計画及び実施(第三條、第四條、第五條)
第三章 国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会(第六條、第七條、第八條)
第四章 成果の取扱(第九條、第十條、第十一條)
第五章 雑則(第十二條、第十三條、第十四條)
第六章 罰則(第十五條、第十六條、第十七條、第十八條)

附則
第一章 目的及び定義
第一條 この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

第二條 この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいふ。
一 國の機關が行う基本調査、土地分類調査又は水調査
二 都道府県が行う基本調査及び地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者が行ふ土地改良区等」といふ。が行う土地分類調査、水調査又は地籍調査

春で第五條第四項又は第六條第三項の規定による指定を受けた
2 前項第一号及び第二号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために、行ふ土地及び水面の測量(このために必要な基準点の測量を含む)並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行ひ、その結果を地図及び簿冊に作成することを含む。

3 第一項第一号及び第二号の「土地分類調査」とは、土地をその利用の可能性により分類する目的をもつて、土地の利用現況、土性の他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行ひ、その結果を地図及び簿冊に作成することを含む。

4 第一項第一号及び第二号の「水調査」とは、治水及び利水に資する目的をもつて、気象、降水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利留存量等の水利に関する調査を行ひ、その結果を地図及び簿冊に作成することを含む。

5 第一項第二号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行ひ、その結果を地図及び簿冊に作成することを含む。

6 第二項から第四項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。

7 第一項第一号に規定する基本調査、土地分類調査又は水調査を行うの機關は、これらの国土調査の各、について政令で定める。
第二章 計画及び実施
第三條 國の機關が行う国土調査及び都道府県が行う基本調査の基礎計画は、経済安定本部総裁(以下「総裁」といふ)が定める。

2 国土調査の作業規程の準則は、経済安定本部令で定める。
3 国土調査に関する基礎計画及び国土調査の実施に関する作業規程の準則は、国土調査の基礎計画に基いて、当該調査を行う國の機關が作成する。
4 國の機關が第二條第一項第一号の国土調査を行う場合においては、当該調査が行われる都道府県において、当該実施の方法について、当該都道府県の意見を問かなければならない。

(都道府県が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規程)
第五條 都道府県は、国土調査として基本調査を行うとする場合には、第三條第一項及び第二項の基礎計画及び作業規程の準則に基いて、その実施に関する計画及び作業規程を作成し、これを主務大臣に届け出なければならぬ。
2 都道府県は、基本調査の結果に基いて、国土調査として基本調査以外の第二條第一項第二号の調査を行うとする場合においては、その実施に関する計画を作成し、これを主務大臣に届け出なければならぬ。
3 都道府県は、第三條第二項の作業規程の準則に基いて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを主務大臣に届け出なければならぬ。
4 主務大臣は、前三項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときはその計画若しくは作業規程に変更を加へて国土調査として指定しなければならない。
5 主務大臣は、前項の規定による指定又は勧告若しくは助言をする場合においては、あらかじめ、総裁の承認を得なければならない。

(市町村又は土地改良区等が行う
国土調査の実施に関する計画及び
作業規程)

第六條 市町村又は土地改良区等
は、基本調査の結果に基いて、國
土調査として基本調査以外の第二
條第一項第三号の調査を行おうと
する場合においては、その実施に
関する計画を作成して、これを都
道府県国土調査委員会に届け出な
なければならない。

2 市町村又は土地改良区等は、第
三條第二項の作業規程の準則に基
いて、前項の規定による届出をし
た計画に係る調査の作業規程を作
成して、これを都道府県国土調査
委員会に届け出なければならない。

3 都道府県国土調査委員会は、前
二項の規定による届出があつた場
合においては、その届出に係る計
画及び作業規程を審査し、その結
果に基いて当該調査を国土調査と
して指定し、又は当該届出に係る
計画若しくは作業規程の変更を勧
告し、若しくは必要な助言をし
た場合において当該市町村又は土
地改良区等がこれに同意したときは
その計画若しくは作業規程に変更
を加えて国土調査として指定しな
なければならない。

4 都道府県国土調査委員会は、前
項の規定によつて当該国土調査の
指定をしようとする場合において
は、あらかじめ、總裁及び主務大
臣の意見を求めることができる。
(国土調査の指定及び実施の公告)
第七條 主務大臣又は都道府県国
土調査委員会は、第五條第四項又は

前條第三項の規定により国土調査
の指定をした場合においては、政
令で定める手続により、遅滞な
く、その旨を公示しなければならない。
2 国土調査を実施する者は、当該
国土調査の開始前に、政令で定め
る手続により、その地域、期間そ
の他必要な事項を公示しなければ
ならない。

(国土調査の実施の勧告)
第八條 主務大臣は、都道府県が土
地改良事業その他の政令で定める
事業を行う場合又はこれらの事業
が道若しくは二以上の都道府県の
区域にわたつて行われる場合にお
いては、当該事業を行う者に対し
国土調査をあわせ行うことを勧告
することができる。
2 第五條の規定は、前項の事業を
行う者が同項の勧告に基いて国土
調査をあわせ行う場合に準用す
る。この場合において同條中「都
道府県」とあるのは「土地改良事業
その他の政令で定める事業を行う
者」と読み替へるものとする。

3 都道府県国土調査委員会は、当
該都道府県の区域内において同の
機関及び都道府県以外の者が第一
項の事業を行う場合においては、
当該事業を行う者に対し、国土調
査をあわせ行うことを勧告するこ
とができる。
4 第六條の規定は、前項の事業を
行う者が同項の勧告に基いて国土
調査をあわせ行う場合に準用す
る。

(補助金の交付)
第九條 国は、左の各号の一に該当

する場合においては、当該調査を
行う者に対し、政令で定めるとこ
ろにより、予算の範囲内において
補助金を交付することができる。
一 第五條第四項の規定により当
該都道府県の届出に係る計画及
び作業規程に変更を加えた国土
調査の指定があつた場合
二 第六條第三項の規定により当
該市町村又は土地改良区等の届
出に係る計画及び作業規程に同
條第四項の規定による請求があ
つた場合において總裁及び主務
大臣がした勧告又は助言に基
く変更を加えた国土調査の指定が
あつた場合

三 前條第一項に規定する者が同
項の勧告に基き、且つ、同條第
二項において準用する第五條第
四項の規定による指定によつて
国土調査をあわせ行う場合
四 前條第三項に規定する者が同
項の規定による勧告に基き、且
つ、同條第四項において準用す
る第六條第四項の規定による請
求があつた場合において總裁及
び主務大臣がした勧告又は助言
に基き指定によつて国土調査を
あわせ行う場合
(国土調査の実施の委託)

第十條 国の機関、都道府県又は市
町村は、国土調査を行おうとする
場合においては、国の機関にあつ
ては都道府県又は道若しくは二以
上の都道府県の区域にわたつて基
本調査、土地分租調査又は水測在
に関する調査を行う者、都道府県
にあつては市町村又は土地改良区
等に、市町村にあつては土地改良

区等に、それぞれ当該国土調査の
実施を委託することができる。
第三章 国土調査審議会及び
都道府県国土調査委
員会
(国土調査審議会の設置)
第十一條 経済安定本部に、国土調
査審議会(以下「審議会」といふ)
を置く。
(審議会への諮問事項等)
第十二條 總裁は、左に掲げる事項
については、審議会の調査審議を
経なければならない。
一 第三條第一項の規定による基
礎計画の設定及び第四條第二項
の規定による実施計画の承認
二 第三條第二項の規定による作
業規程の準則の設定
三 第五條第五項(第八條第二項
の規定において準用する場合を
含む)の規定による承認
四 第十九條第二項の規定による
国土調査の結果の認証及び同條
第三項の規定による承認
五 第三條第三項の規定による指
定
六 第六條第三項の規定による指
定又は勧告若しくは助言をする
こと。
第十三條 審議会は、経済安定本部
總裁及び委員三十人以上以内で組
成する。
二 委員は、関係行政機関の職員及

び国土調査に關し學識経験を有す
る者のうちから、總裁が任命す
る。但し、再任されることを妨
げない。
三 學識経験を有する者のうちから
任命された委員の任期は、二年と
する。但し、再任されることを妨
げない。
四 委員は、非常勤とする。
五 経済安定本部總裁は、会長
として会務を總理し、及び審議会
を代表する。
六 前各項に定めるものを除く外、
審議会の組織及び運営に關し必要
な事項は、政令で定める。
(都道府県国土調査委員会の設置)
第十四條 都道府県は、その区域内
において、国土調査が実施される場
合においては、都道府県国土調査
委員会(以下「委員会」といふ)を
設置しなければならない。
(所掌事務)
第十五條 委員会は、当該都道府県
の区域内における左に掲げる事務
をつかさどる。
一 第六條第三項の規定による指
定又は勧告若しくは助言をする
こと。
二 第十九條第二項の規定により
国土調査の結果を認証すること。

三 国の機関が行う国土調査に即
して、国以外の者が行う国土調
査相互間の調整を図り、及び国
が行う国土調査の実施に協力す
ること。
四 国土調査に関する職員養成
及び研修を行うこと。
五 国土調査について普及及び宣
伝を行うこと。

三 審議会は、必要に應じて、国土
調査に關し、總裁に勧告し、及び
總裁を通じて関係行政機関の長
に意見を申し出ることができる。
(審議会の組織及び運営)
第十三條 審議会は、経済安定本部
總裁及び委員三十人以上以内で組
成する。
二 委員は、関係行政機関の職員及

び国土調査に關し學識経験を有す
る者のうちから、總裁が任命す
る。但し、再任されることを妨
げない。
三 學識経験を有する者のうちから
任命された委員の任期は、二年と
する。但し、再任されることを妨
げない。
四 委員は、非常勤とする。
五 経済安定本部總裁は、会長
として会務を總理し、及び審議会
を代表する。
六 前各項に定めるものを除く外、
審議会の組織及び運営に關し必要
な事項は、政令で定める。
(都道府県国土調査委員会の設置)
第十四條 都道府県は、その区域内
において、国土調査が実施される場
合においては、都道府県国土調査
委員会(以下「委員会」といふ)を
設置しなければならない。
(所掌事務)
第十五條 委員会は、当該都道府県
の区域内における左に掲げる事務
をつかさどる。
一 第六條第三項の規定による指
定又は勧告若しくは助言をする
こと。
二 第十九條第二項の規定により
国土調査の結果を認証すること。

(委員会の組織及び運営)

第十六條 委員会は、都道府県知事、当該都道府県の区域内における市及び町村の長を代表する委員二人並びに関係行政機関の職員及び国土調査に関し学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する委員八人をもつて組織する。

2 学識経験を有する者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、再任されることを妨げない。

3 都道府県知事は、会長として会務を総理し、及び委員会を代表する。

4 都道府県は、学識経験を有する者のうちから任命された委員に対し、報酬を支給しなければならない。

5 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

6 委員会の事務は、当該都道府県において処理する。

7 前各項に定めるものを除く外、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 成果の取扱
(地図及び簿冊の送付)

第十七條 国土調査を行った者は、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、当該国土調査が行われた市町村の事務所において、その公告の日から二十日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定により一般の閲覧に

供された地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤又は政令で定める限度以上の誤差があると認められる者は、同項の期間内に、当該国土調査を行った者に対して、その旨を申し出ることができ、
3 前項の規定による申出があつた場合においては、当該国土調査を行った者は、その申出に係る事実があるとして認めるときは、遅滞なく、当該地図及び簿冊を修正しなければならない。

(地図及び簿冊の送付)
第十八條 前條第一項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に同條第一項の規定による申出がない場合、同項の規定による申出があつた場合においてその申出に係る事実がないと認められた場合又は同條第三項の規定により修正を行った場合においては、当該地図及び簿冊に係る国土調査を行った者は、それぞれ同項の規定に基づいて総裁に、都道府県及び第八條第一項の報告に基づいて国土調査を行う者にあつては主務大臣に、遅滞なく、その地図及び簿冊を送付しなければならない。

(成果の認証)
第十九條 国土調査を行った者は、前條の規定により送付した地図及び簿冊(以下「成果」といふ)について、それぞれ同項の機関にあつては総裁に、都道府県及び第八條第一項の報告に基づいて国土調査を行う者にあつては主務大臣に、遅滞なく、その地図及び簿冊を送付しなければならない。

第二十條 総裁、主務大臣又は委員会は、前項の規定による請求を受けた場合においては、当該請求に係る国土調査の成果の審査の結果に基づいて、その成果に測量若しくは調査上の誤又は政令で定める限度以上の誤差がある場合を除く外、その成果を認証しなければならない。

21 主務大臣又は委員会は、前項の規定により国土調査の成果を認証する場合においては、政令で定める手続により、あらかじめ、それぞれ総裁又は主務大臣の承認を得なければならない。

22 総裁、主務大臣又は委員会は、第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

23 国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該調査の結果を作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、総裁又は主務大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めるときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

24 主務大臣は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、総裁の承認を得なければならない。

(土地台帳等の訂正)
第二十條 総裁、主務大臣又は委員会は、前條第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合又は同條第五項の規定により指定をした場合においては、地籍調査にあつては当該調査に係る土地の登録の事務を掌る登記所に、その他の国土調査にあつては土地台帳以外の台帳で政令で定めるものを備える者に、それぞれ当該成果の写を送付しなければならない。

21 登記所又は前項の土地台帳以外の台帳を備える者は、政令で定めるところにより、前項の規定による送付に係る地図及び簿冊に基づいて、土地台帳又は同項の土地台帳以外の台帳の記載を改めなければならない。

22 前項の場合において、地籍調査が第三十二條の規定により行われたときは、登記所は、その成果に基づいて分筆又は合筆をしなければならない。

(成果の保管)
第二十一條 総裁、主務大臣又は委員会は、第十九條第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合においては、その成果の写を、それぞれ当該都道府県知事又は市町村長に、送付しなければならない。

(土地台帳等の訂正)

第二十條 総裁、主務大臣又は委員会は、前條第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合又は同條第五項の規定により指定をした場合においては、地籍調査にあつては当該調査に係る土地の登録の事務を掌る登記所に、その他の国土調査にあつては土地台帳以外の台帳で政令で定めるものを備える者に、それぞれ当該成果の写を送付しなければならない。

21 登記所又は前項の土地台帳以外の台帳を備える者は、政令で定めるところにより、前項の規定による送付に係る地図及び簿冊に基づいて、土地台帳又は同項の土地台帳以外の台帳の記載を改めなければならない。

22 前項の場合において、地籍調査が第三十二條の規定により行われたときは、登記所は、その成果に基づいて分筆又は合筆をしなければならない。

(成果の保管)
第二十一條 総裁、主務大臣又は委員会は、第十九條第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合においては、その成果の写を、それぞれ当該都道府県知事又は市町村長に、送付しなければならない。

22 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により送付された国土調査の成果の写を保管し、一般の閲覧を供しなければならない。

第五章 雑則
第二十二條 総裁又は主務大臣は、

1 国土調査を実施する者に対し、臨時、当該国土調査の実施に關し、報告を求め、又は必要な報告をすることができる。

2 委員会は、国の機関及び都道府県以外の国土調査を実施する者に対し、臨時、当該国土調査の実施に關し、報告を求め、又は必要な報告をすることができる。

23 委員会は、主務大臣は、この法律に規定するその権限の行使について必要であると認められる場合においては、国土調査と關係がある測量又は調査を行う者に対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

24 委員会は、第十五條に規定する事務を行うために必要であると認められる場合においては、当該都道府県の区域内における市町村その他の者で国土調査と關係がある測量又は調査を行うものに対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

25 国土調査を実施する者は、当該国土調査の実施のために必要がある場合においては、国土調査と關係がある測量又は調査を行う人又は法人に対して報告及び資料の提出を求めることができる。

(立入)
第二十四條 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するために必要がある場合においては、当該国土調査に従事する者を他人

の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等であつた土地に立ち入らざる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならぬ。但し、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

(立会又は出頭)

第三十五條 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他利害関係人又はこれらの者の代理人を現地に立ち合わせる事ができる。

2 国土調査を実施する国の機関又は地方公共団体は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他利害関係人又はこれらの者の代理人に、当該国土調査に係る土地の所在する市町村内の事務所への出頭を求めることができる。

(障害物の除去)

第三十六條 国土調査を実施する者は、その実施のためにやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該国土調査に従事する者に、障害となる植物又はかき、

さく等を伐除させることができる。

2 国土調査を実施する者は、山林、原野又はこれらに類する土地で当該国土調査を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該国土調査に従事する者にこれを伐除させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用)

第二十七條 国土調査を実施する者は、第二十八條の規定による試験材料の採取収集及び第三十條の規定による標識等の設置のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、土地(宅地を除く。)の使用を一時制限し、又は土地(宅地を除く。)を工作物若しくは樹木を一時使用することができる。

(試験材料の採取収集)

第二十八條 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、当該国土調査が行われる土地にある土、砂、れき、水又は草木を試験材料として採取収集することができる。

(損失補償)

第二十九條 第二十六條第一項又は第二十七條の規定により植物若しくは

かき、さく等を伐除し、又は第二十七條の規定により土地の使用を一時制限し、若しくは土地等を一時使用したために損失を生じた場合においては、当該国土調査を実施した者は、その損失を受けた者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならない。

(測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。)

第三十條 国土調査を実施する者は、その実施のために必要な標識又は調査設備(以下「標識等」という。)を設置することができる。

(標識等の設置及び移転)

2 国土調査を実施する者は、前項の規定により標識等を設置した場合においては、遅滞なく、当該標識等の所在地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

(標識等の敷地又はその附近で、標識等のき損その他その効用を害する虞がある行為をしよとする者は、当該標識等を設置した者に対し、理由を詳記した書面をもつてその標識等の移転を請求することができる。)

4 前項の請求に理由があると認められる場合においては、当該標識等を設置した者は、これを移転しなければならない。この場合においては、その移転に要する費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

(標識等の保全)

第三十一條 何人も移転、き損その他

他の行為により、標識等の効用を害してはならない。

(分筆又は合筆があつたものとして行ふ地籍調査)

第三十二條 地方公共団体又は土地改良区等は、第五條第四項及び第六條第三項の指定を受けて地籍調査を行うために土地の分筆又は合筆があつたものとして調査を行う必要がある場合においては、当該土地の所有者がこれに同意するときは、分筆又は合筆があつたものとして調査を行うことができる。

(特別地方公共団体に関する規定)

第三十三條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区、特別市又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の市においては、それぞれ特別区若しくは特別区長、行政区若しくは行政区長又は地方自治法第百五十五條第二項の市の区若しくは区長に適用する。

(この法律中町村又は町村長に関する規定は、町村組合で町村の事務の全部、役場事務又は国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該町村組合又はその管理者に適用する。)

(測量法との関係)

第三十四條 国土調査を行うために実施する測量については、この章

に特別の定がある場合を除く外、測量法の規定の適用があるものとす。

第六章 罰則

第三十五條 第三十一條第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 国土調査の成果をして真実に反するものたるしめる行為をした者

二 国土調査に従事する者又はこれに従事した者で、国土調査の実施の際に知つた他人の秘密に属する事項を他に漏し、又は利用した者

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 国土調査の実施を妨げた者

二 第二十三條の規定により報告又は資料の提出を求められた場合において、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

三 第二十四條の規定による立入を拒み、又は妨げた者

四 第二十五條第一項の規定による立会又は同條第二項の規定による出頭を拒んだ者

五 第二十七條の規定による土地の使用の一時制限に違反し、又は土地、工作物若しくは樹木の一時使用を拒み、若しくは妨げた者

六 第二十八條の規定による試験材料の採取収集を拒み、又は妨げた者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をした場合においては、行為者を罰する外、その法人又は人に對しては、各本條の罰金刑を科す。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に關し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
2 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中土地調査準備金の項を次のように改める。

国土調査法(昭和二十六年法律第二十六号)の規定により、その権限に属せしめられた事項を行うこと。	国土調査法(昭和二十六年法律第二十六号)の規定により、その権限に属せしめられた事項を行うこと。
---	---

国土調査法案(内閣提出)に關する報告書

【最終号の附録に掲載】
【閣員安正君發聲】
○閣員安正君 たいま議題となりました外資に関する法律の一部を改正す

る法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、わが国の自立経済の達成と発展をはかり、国際收支の均衡を維持せんがためには、国内資本の蓄積とともに民間外資の導入を促進することのきわめて必要なることは申すまでもありません。これがために、昨年外資に関する法律を制定いたしました。外資導入に資する法的措置を定め、たのでありますが、本法第二條に「明らかなごとく、わが国に對する外資の投下はできる限り自由には認めらるべきものである」とあり、雇出または認可の程度は、この必要の減少に伴い逐次緩和または廃止されるべきものであります。最近の諸情勢から見ますれば、今やこれらの制限を緩和すべき時期に立ち至つたと認められるのであります。この際外資導入の株式取得に關する従来の制限を緩和して外資導入をますます促進せんとするが、今回の改正を行ふ目的なのであります。

本案の内容を申し上げますれば、第一に、外国投資家の株式取得の制限を緩和しようとするのであります。それは、当該法人の財産の増加をもたらす株式、すなわち新株の取得については、配当金の外国向け支拂いを保証する必要のない限り認可を要せず、外資委員会に届け出れば足りるものとしたのであります。また当該法人の財産の増加をもたらさない株式、すなわち旧株の取得については依然認可制度をとるが、その取得が投資計画の一部でない場合でも、外貨または外貨と同等の価値のあるものを対価として取得する

場合に限り認可し得ることとしたのであります。

第二に、外国投資家が本国において所有する財産が強制的に收用または買収された場合における補償金の外国向け支拂いについて、その手続を明らかにするため第十七條の規定を整備したのであります。

第三に、外国人の財産取得に關する政令の規定に基き認可を受けて、外国投資家が取得した株式で、外資に關する法律の基準に照して妥當と認められるものについては、配当金の外国向け支拂いを確保する道を開くようにいたしましたのであります。

本案については、去る三月十五日に提案理由の説明を聴取して審議に入り、二十日に質疑をいたしました。従来投資計画の一部でなければ投資できなかつたものが、投資計画がなくとも投資し得ることが改正されたために、好ましくならぬ外国人の株式取得によつて財界を擾亂されるおそれがないかと、質問に對し、政府は、かかるおそれがないよう十分に注意しており、外国人の取得株式の配当金で送金を將來予想されるものは毎年四万ドル程度の見込みであつて、これがためにわが国の財界が擾亂されることがないと信ずるとの答弁がありました。また土地その他の不動産取得が、外国投資家のみならず、外国の宗教団体や公益団体より申請された場合、それがわが国の重要資源の保全や自作農耕地の保護の上から好ましくない結果を生ずるおそれはないかとの質問に對し、政府は、まったく同感であつて、従来外国人がわが国内でもうけた不当な邦貨で取得せんとするものは、これに許可を與えず、

擬地法等によつても抑止はしてゐるが、今後は一層注意を拂う旨の答弁がありました。なお日米経済提携問題との関連についても質問がありました。この点に對し政府は、自立経済をそなへない限り提携は望むところだが、外資の導入は、わが自立経済を達成され、日米経済提携ができてから初めて本格的になるものであると思つての答弁がありました。

かくて二十日、討論を省略いたして採決に入りましたが、本案は全員一致をもつて原案の通り可決されました。

次に国土調査法案について、委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

近く講和を控えたわが国といつたしまし、経済の自立をできるだけすみやかに達成することが絶対に必要でありまして、これには生産の向上と發展と、貿易の飛躍的拡大をはかることも、これが前提として国土資源を最大限に活用いたしまして、わが國民經濟の基盤を一層充実さして行かねばならないのであります。すなわち、土地の利用度を保持するために国土を保全し、国土利用を一層高度化し、国土の人口扶養力を強化するために、その基礎条件として土地及び水に關連する幾多の施策を必要とするのであります。これが適切有効なる実施には、その計画及び具體化の基礎として国土の量的及び質的の実態を正確に把握しなければならぬのであります。本案は、実にこの国土の実態を科学的かつ総合的に調査し、国土の開発、保全及び利用の高度化に資することを目的とするものであります。

第一に、この国土調査の計画及び実施については、基本調査は政令で定め、その機關及び都道府縣、土地分類調査と水調査は國の機關、地方公共団体及び土地改良区その他政令で定めるものが當るのであります。

第二に、国土調査に關する業務は經濟安定本部に關して統轄することとし、そのために經濟安定本部に国土調査審議会を設け、国土調査に關する重要事項について調査審議し、調査の実施は關係各省庁が各所管に應じてこれを行うことにしたのであります。なお、国土調査審議会は、經濟安定本部総務長官及び委員三十人以上以内で、委員は閣

は、国土調査とは基本調査、土地分類調査、水調査及び地積調査をいふのであります。基本調査とは、土地及び水の測量の基準となる基準点調査並びに土地及び水の所在及び面積、行政區画の境界及び面積に關する測量及び調査をいひ、国土調査基本圖を作成することをいふのであります。土地分類調査とは、土地利用現況及び主要な自然要素並びに收量に關する調査を行い、土地利用現況圖、土壤圖、土地保全圖及び土地收量等級圖を作成することをいふのであります。水調査とは、氣象、流量、水質、流砂状況、取水、用水量、排水量及び水利慣行等、治水及び治水台帳並に治水圖及び治水台帳を作成することであり、地籍調査とは、地籍の土地の所有者、地番、地目、地積及び境界に關する測量及び調査を行い、地籍を作成することをいふのであります。

第三に、国土調査に關する業務は經濟安定本部に關して統轄することとし、そのために經濟安定本部に国土調査審議会を設け、国土調査に關する重要事項について調査審議し、調査の実施は關係各省庁が各所管に應じてこれを行うことにしたのであります。なお、国土調査審議会は、經濟安定本部総務長官及び委員三十人以上以内で、委員は閣

任行政機關の職員及び学識経験者から
総裁が任命する者をもつて組織するこ
とにしたのであります。

第三に、国土調査が実施される都道
府県に国土調査委員会を設置し、都道
府県の区域内における国土調査の実施
のために必要な調査及び調査を行うこと
としたのであります。この国土調査委
員会は、都道府県知事、当該区域内に
おける市町村長の代表者二人、関係行
政機関の職員及び学識経験者から知事
の任命する八人の者をもつて組織する
ことにしたのであります。

第四に、国土調査の結果作成された
地図及び簿冊につき認証の制度を設け
て国土調査の精度を確保するとともに
に、この成果によつて土地台帳等の訂
正を行うことができるものとし、なお
国土調査を行う地方公共団体等に対し
ては予算の範囲内で所要の補助をなし
得るものとしたのであります。

本案については、去る三月十三日に
提案理由の説明が聴取し、審議に入り
ましたが、本案のわが国民経済上にお
ける重大性にかんがみまして、政府よ
り詳細なる資料の提出を求め、最も熱
心なる質疑応答が行われたのでありま
す。すなわち、かかる計画は徹底的に
一貫した方針のもとに、国が負担し
て、法律上の強制力をもつて実施すべ
きではないかとの質問に対し、政府
は、それはまことに望ましいことであ
るが、財政上の理由から国が全部を負
担することが困難であるから強制力を
持たないものとしたが、しかし其重点
の調査その他基本調査、分類調査、水
調査等、全副にわたるもの及び重要な
ものは国が負担して実施し、細部に
わたるもの及び自発的に地方が望む

の地方に実施せしめるところとし、ま
た国が直接負担せずとも、地方負担の
ものについては、国から補助金として
財政の許す限り支出するから、この実
施は困難ではないと思ふ、との答弁が
ありましたが、また地籍に關して所有権
の問題があるが、これがために紛争を
惹起することはないか、また土地所有
者がこの調査を喜ばないか、というこ
とはないかとの質問に対し、政府は、こ
の調査は所有権の問題に立ち入らないか
ら紛争を直接解決するものではない
が、正確なる基礎資料を提供するもの
であるから、かえつて紛争解決を促進
することになるであらう、従つてこの
調査については、土地所有者の中には
多少喜ばない者もあるかもしれんが
が、しかし非常に要する者も多いの
であるから、結局は国民一般にとつて
利益に答弁がありました。

かくて昨二十三日、討論を省略して
採決に入りましたが、全員一致原案通
り可決されました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本健行君) 討論の通告が
あります。順次これを許します。風早
八十二君。

〔風早八十二君(岩本)〕
○風早八十二君 たいま上程され
ました外資に関する法律の一部改正法
律案に対し、私は日本共産党を代表し
て絶対に反対の意思を表明するもので
あります。
米國資本の導入は、周知のごとく片
山内閣に始まつて、芦田、吉田と歴代
内閣の一貫して採用して来た政策であ
り、また我が党が一貫して徹底的に反
對して参つた政策であります。戦後の

外資は、本質的に國權独占資本が日本を
ための呼び水として導入されたのであ
ります。このことは、今にしてしまれ
ば、もはや何人も疑ふことのできない
事実によつて証明せられたところであ
ります。戦後、國權独占資本は、その
危機を免れるためあらゆる政策にこ
ごとく失敗したまげ、もう一度、
今度には、

にただ一つのがれ道を見出
し、
あります。他方、社会主義、人民民主
主義諸国はもとより、資本主義諸國自
体におきましても、平和愛好人民大衆
は原爆使用に反対し、戦争に反対し
て、
のたために
闘つておるのであります。そこで國際
的平和主義は、
を率いて、世界
の平和愛好人民大衆の柱であるソ同盟
と共産党に対する

おるのであります。
かくして日本は、今や西ドイツと
ともに、國權独占資本の目ざす
ための
にさせられよ
うとしておるのであります。日本はも
はや東南アジアの反り、反共基地に對
する補給地にとどまるのでなく、それ
自身が
の役割
を持たされようとしておるのでありま
す。日本が単なる補給基地ではなく、
に立見された一つの根拠
地は、日本に潜在競争において、米空軍
の増強は、太平洋戦争において、米空軍
の増強は、もっぱら非職國民の住宅
区域と中小町工場に集中せられ、軍需
大工業施設に対する増強は、航空機組
立工場を除いて用心深く避けられたの
であります。このようにして、発電設

備、炭鉱、入鋸、広畑の大製鉄工場を
初め、石浦精製所、貯蔵所、アルミ工
場、ボール・ベアリング工場など、安
いけれども今日あるを予想してか、安全
に設けられたのであります。海外植民地
こそ失つたといへ、日本独占資本が
再び軍事的独占資本として復活する物
の基礎は無事に存在しているのであり
ます。米國独占資本は、これらの軍需
施設が米國の独占資本に持ち去られ
るのを防ぐために、ひとまず賠償物件
として自己の独占的管理下に置き、次
に賠償免除といふ恩恵を引かせる、こ
れは所有する軍需独占資本をして
させようとしておるのであります。

これに對して吉田政府は、外資導入
の地ならしとして、一方において職場
から組合活動家を追放し、職制を強化
しながら、他方外国人に対する税金を
不当に軽くし、電力の割当を事実上無
制限に與へ、妻を欺き、非常識な常燈
の濫費に對して最低料金を認め参りま
した。さうして、今日遂にこの改正法案
を提出して、外国人に對して株式取得
や配当金の本国送金の制限を緩和し、
さらに外貨予算をもつて外国人の財産
権を保障するなど、まづたく手放し御
機嫌取りをやろうとしておるのであり
ます。

しかしながら、吉田内閣がかくも御
機嫌をとつて導入される外資のドル箱
から飛び出すものは、あひるがかえし
たが、かまう以外の何ものでもな
いのであります。その証拠に、米國の石油
会社、テキサス・オイルは、日石に原
油を供給し、技術援助を與へる代償と
して、捨値同様で日石の支配権を握
り、採油區から精油工場、石油貯蔵所

の一切の施設の半分を自由に使用する
権利を獲得したのである。軍需燃料に
對するスタンダード・ワアキニウム・
オイル会社、三菱石油に對する、
ド・ウォーター石油会社の支配關係は、
いづれも同様であります。戦時でも漁
村でも、石油がなくては困つた。石
油はどこに消費せよか、子供たちのコム
どをつくる、中小工場は、コム原料が
入らなくては、どろどろと流れて行く
輸入コムは何に使われたか、こういう
問題のなほは、すでに解決したのであり
ます。外資で輸入されたコムは、戦車
のタイヤとなつてゐる。石油には羽が
はえて、軍需機を朝鮮の野に飛ばす
ガソリンとなつてゐる。

これに民間外資が導入されたの
は、石油とコムが中心でありました
が、今後の中心は航空機になるアルミ
の工場と、それを動かす電力に移りつ
つておるのであります。しかし民間外資
は、金額が、いへば、外資導入法実施
後今年二月までで十億三千万円を出
す、これを二五年年度見送り資金一千
五百二十億円に比べれば問題になりま
せん。問題は、米國對日接續資金、
すなわち米國政府資本を引当てにした、
この巨額の見送り資金であります。こ
れは、その本質において外資であり、
しかも實際問題として中心的な外資に
はかならないことを忘れてはなりません。

ところが、この見送り資金は
や、ふたをあけてみれば、米國政府の
腹を少しも痛めたものでなく、僅か
な蓄積物であり、税金をきつたもの
のであつたといふに至つては、あいた
口がふさがらないではありませんか。
(拍手)

三三七

さて、日本が第一種基地となつたといふことは勇ましいのであります。第一種基地となつたといふことであります。それは、

好むと好まざるにかかわらず、まづ先になすから飛び出さねばならない基地であり、

破毀された朝鮮の工場を再興させたといふのは、日本が今や

このように、日本に對して、長期であれ短期であれ、およそ経済的意味における資本投資について、まじめに語ることがナンセンスであります。

日本に飛び込んで来る外資というものは、もはや、つめめあかほども経済的な、いわば平和的なものではなく、飛んで火に入る夏の虫以上に、まさに軍事的冒險者であるといわねばならないのであります。かくのごとき軍事的冒險に乗り出して来る者こそは、

それは投資ではなく軍事的冒險であるからこそ、競争商売人が、きわめて短期間に、生産施設能力のごとくを掠奪的に酷使してつくらせるものはつくらせ、しほりとするものはしほりとして、あとは野となれ山となれという早わざをやるの

なれ山となれといふ早わざをやるの、何のふしぎもないのであります。日米経済協力と名づけようと、何と名づけようと、

外資が、一ドル日本に入り込むことは、百ドルも日本を殖民地、奴隷化するものであり、外資が百ドル日本に入ることは、千ドルも方ドルも日本を

立てる効果を持つのであります。平和愛好人民大衆は、血みどろの経験を通じて、このことをはつきり認識して

低米価、低賃金、重税と強制供出、土地取上げ、外米、みそ、しょうゆの値上り、これはどこから来るか、日本の生きる道、中国との貿易が、だれによつて禁止されたか。人民大衆は、もはや欺くことはできないのであります。日米経済協力により、日米経済再建に、人民生活の安定に役立つ金でも入つて来るかのごとき幻想を振りまく、そのすきに

の仕上げの呼び水を注ぎ込み、その本法案こそは文字通り、であり、これに賛成するものは、されることを覚悟せねばなりません。

わが日本共産党は、すべての平和愛好人民大衆とともに、これに對し断固として闘うことをここに宣言して、私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) ただいまの風早君の発言中、不適當の言辭があるように、適當の処置をとることとしたし、上、適當の処置をとることとしたし、

志田義信君

○志田義信君 ただいま議題となりました外資に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、自由党を代表する、委員長報告に對して賛成の意見を申し上げます。

民間外資の導入を促進するために、第七回会におきまして、外資導入と、これに伴う海外送金に関する方針並びに手續等に関しまして、これを明らかにいたしたのであります。外資を保護するための法的措置をとつたのであります。しかしながら、その後の導入状況を見ておきますと、日本経済の再建の上からいたしまして、外資の必要がますます、その度を高めるに至つております。しかも、なかかわらず、内外の諸情勢の影響を受けまして、技術援助の導入に比べましては、

本米の外資導入は、必ずしも所期の目的を達しておるとは言いがたい実情にあるかと思つております。この状況を打開して日本の産業の発展と開発に資するために、政府は今回の改正において、投資家の株式取得の制限を緩和すること、外国投資家が日本で所有する財産の強制取用または買収の場合の補償金の外国支拂い手續を明らかにすること、従来外資委員会の認可を要しておりました外国投資家の取得株式の配当金を、再審査の上外国送金ができるようにすること等の三点に改正を加えまして、外資の導入を一層容易ならしめようとしておりますことは、まことに時宜を得た措置であると思つております。

先ほど共産党の風早君は、これに反對する演説におきまして、外資を目指すに、これに賛成する者は、

○副議長(岩本信行君) 以上、外資に関する法律の一部を改正する法律案に對して、自由党を代表する、委員長報告に對して賛成の意見を申し上げます。

今日、わが國の産業経済は、産業設備の更新並びに増強及び新たな開発のためにも國內資本の蓄積を急いでおるばかりでなく、新建設のための呼び水としての外資の必要を痛切に感じておる次第であります。しかも、講和條約の締結も間近に機会に迫つておる際でもあります。日米経済協力の問題も具体的に取上げられております。これに伴つて日本産業の対応態勢が、生産力の増強拡充を必至の事実として求めようとしておるとは十分に入らざる外資の導入をさらに容易にし、わが國の産業経済を一日もすみやかに國際水準に復帰させたいという念願は、國民ひとしく抱くところのものであらうと確信して疑わないのであります。(拍手)

私は以上の立場におきまして、本法案に賛成の意見を陳述申し上げた次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告は、いずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第四、外国為替資金特別会計法、第五、緊要物資輸入基金特別会計法、第六、農業共済再保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八、日米経済協力の法律案、日米経済協力の特別措置法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題としたし、委員長報告を求めます。大蔵委員理事西村直己君。

外国為替資金特別会計法案

第一條 政府の行う外国為替等(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六條第一項に規定する對外支拂手段及び外貨債権並びに對外支拂の決済に必要な金銀地金をいう。以下同じ)の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運用に関する経理を一般會計と區別して特別に行うため、特別會計を設置する。

(管理及び運営) 第二條 この會計は、外国為替管理委員會を所轄する内閣總理大臣

第四、外国為替資金特別会計法、第五、緊要物資輸入基金特別会計法、第六、農業共済再保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八、日米経済協力の法律案、日米経済協力の特別措置法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題としたし、委員長報告を求めます。大蔵委員理事西村直己君。

外国為替資金特別会計法案

第一條 政府の行う外国為替等(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六條第一項に規定する對外支拂手段及び外貨債権並びに對外支拂の決済に必要な金銀地金をいう。以下同じ)の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運用に関する経理を一般會計と區別して特別に行うため、特別會計を設置する。

(管理及び運営) 第二條 この會計は、外国為替管理委員會を所轄する内閣總理大臣

委員を所轄する内閣總理大臣

が、法令の定めるところに従い、管理する。

2 内閣総理大臣は、外国為替管理委員会をしてこの会計の運営を行わせるものとする。
(外国為替資金)

第三條 外国為替資金は、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れる繰入金をもつて充てる。
(外国為替資金補足のための一時借入金及び融通証券)

第四條 外国為替資金に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下同じ)に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。
(外国為替資金の運営)

第五條 外国為替資金は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、外国為替資金に属する外国為替等を外国為替銀行(外国為替及び外国貿易管理法第十條第三項に規定する外国為替銀行をいう。)及び外国にある外国銀行(大蔵大臣の指定するもの)以下「外国為替銀行」と総称する。に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越の契約に基く

場合を含む。以下本項同じ)又は同資金に属する現金を外国為替銀行等に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、外国為替銀行等から、外国為替等の預入を受け、若しくは外国為替等を借り入れ借越の契約に基く場合を含む。又は外国為替手形の引受若しくは外国為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又、この会計の負担において、外国為替銀行等から現金の預入を受け、若しくは借越の契約に基いて現金を借り入れることができる。

4 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、外国為替銀行等から外国為替等の寄託を受け、又は外国為替銀行等に外国為替等を寄託することができる。

5 この会計において、外国為替資金に属する現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(外国為替資金の運営の事務の委託)

第六條 外国為替管理委員会は、前條の規定による外国為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。
(外国為替等の売買に伴う損益の処理)

第七條 外国為替等の売買に伴つて生じた利益は、この会計の当該年度の歳入に組み入れ、外国為替等の売買に伴つて生じた損失は、この会計の当該年度の歳出をもつて補てんする。但し、補てんのためこの会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足するときは、当該不足額は、翌年度において補てんするものとする。

2 前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の繰入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第八條 外国為替資金に属する外国為替等の価額は、外国為替相場(外国為替等のうち金銀地金以外のも)に基づいて外国為替及び外国貿易管理法第七條第一項又は第二項の規定により大蔵大臣が定める基準外国為替相場又は規定外国為替相場をい、金銀地金については物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)に規定する統制額とする。以下同じ)に変更があつたときは、その都度、変更後の外国為替相場によるものとする。

2 前項の規定による外国為替等の価額の改定に基いて生ずる利益又は損失は、外国為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。
(歳入及び歳出)

第九條 この会計においては、第七條第一項の規定による利益の繰入金、外国為替資金の運営に基く収益金(外国通貨をもつて表示されるもの)についてはその口貸代り金とし、第七條第一項に規定する利

益を除く。以下同じ。第十八條第二項但書の規定による借入金の借入及び融通証券の発行に因る収入金、第十四條の規定による一般会計からの補てん金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費(以下同じ)については、その口貸代り金。以下同じ)は、第十八條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第七條第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。
(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)

第十條 内閣総理大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の諸類を添付しなければならない。
一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書
二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
(歳入歳出予算の区分)

第十一條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。
(予算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第十條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる諸類を添付しなければならない。
(決算上の剰余の繰入)

第十三條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、当該年度における第七條第一項の規定による利益の繰入金、外国為替資金の運営に基く収益金及び附属雑収入の収納済額の合計額(以下「収納済額の合計額」といふ)から当該年度における事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第七條第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費の支出済額と当該年度における第二十二條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額(以下「支出済額の合計額」といふ)を控除して剰余があるときは、これを一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

(決算上の不足の補てん)

第十四條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、収納済額の合計額が支出済額等の合計額に不足するときは、これを当該年度の一般会計の歳入をもつて補てんする。但し、その補てんのため計上された額が当該年度において計上された額より大きいときは、又は計上された額が当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足するため補てんできないときは、その補てんできない

金額は、翌年度において補てんするものとする。
(繰入繰出決定計算書の作製及び添付)
第十五條 内閣総理大臣は、毎会計年度、繰入繰出予算計算書と同一の区分により、この会計の繰入繰出決定計算書を作製し、大蔵大臣に添付しなければならない。

2 前項の繰入繰出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。
(繰入繰出決算の作成及び提出)
第十六條 内閣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出決算とともに、一般会計の繰入繰出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の規定による一時借入金、繰入繰出及び繰出決定計算書は、当該年度の繰入をもちて償還しなければならない。但し、繰入不足のため償還できないときは、その償還することができない額を限り、この会計の負担において借入金をし、又は繰出証券を発行することができる。

3 前項借書の規定による借入金又は繰出証券は、一年内に償還しなければならない。
(一時借入金、借入金及び繰出証券の起債、償還等の事務)
第十九條 第四條第一項の規定による一時借入金及び繰出証券、前條第一項の規定による一時借入金及び繰出証券並びに同條第二項借書の規定による借入金及び繰出証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)
第二十條 第四條第一項の規定による一時借入金及び繰出証券の利子、第二十八條第一項の規定による一時借入金及び繰出証券の利子、同條第二項借書の規定による借入金及び繰出証券の利子及び償還金並びにこの会計の負担に属する繰出証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
(資金支出負担行為計画及び資金支拂計画)
第二十一條 外国為替管理委員会は、政令で定めるところにより、外国為替等の買取並びに外国為替資金に属する現金の預入及び貸付

の原因となる契約その他の行為(以下「資金支出負担行為」という。)の所要額並びに外国為替資金に属する現金の支拂(以下「資金支拂」という。)の所要額を定め、資金支出負担行為の計画(以下「資金支出負担行為計画」という。)又は資金支拂の計画(以下「資金支拂計画」という。)に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に添付し、その承認を経なければならない。
2 大蔵大臣は、前項の規定による資金支出負担行為計画及び資金支拂計画の承認をしたときは、資金支出負担行為計画については、外国為替管理委員会及び会計検査院に、資金支拂計画については、外国為替管理委員会、会計検査院及び日本銀行にその旨を通知しなければならない。

3 外国為替管理委員会は、資金支出負担行為又は資金支拂をしようとするときは、第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た資金支出負担行為計画又は資金支拂計画に定める金額をこえてはならない。
(支出未済額の繰越)
第二十二條 この会計において、支拂義務の生じた繰出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る繰出予算額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。
(金銀地金の取得)
第二十三條 この会計において取得することができる金銀地金は、対外支拂の決済に必要なものに限り、これを運用する事務の委任(会計の運用に関する事務の外)は、第六條に規定する事務の外国の会計に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、外国為替管理委員会は、外国為替資金の運用に要する経費の支拂に必要な資金を日本銀行に交付することができる。
(実施規定)
第二十五條 この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
附 則
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
2 外国為替特別会計法(昭和二十四年法律第二百二十七号)は、廃止する。
3 年度分の収入支出並びに昭和二十四年度及び昭和二十五年度の決算に關しては、なお従前の例による。
4 外国為替特別会計において、一時借入金、借入金及び繰出証券の利子、繰出証券の発行及び償還に關する経費、事務取扱費、事務委託並びに附屬費につき、昭和二十五年中に支拂義務の生じた繰出金(以下「支出決定繰出金」という。)で、当該年度の「出納の完結」までに支出済とならなかつたものに係る繰出予算額は、この会計に繰り越して使用することができる。
5 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。
6 この法律施行の際外国為替特別会計に属する資産(現金及び未收金債権を除く。)及び負債(支出決定繰出金に係るものを除く。)は、外国為替資金に帰属するものとする。
7 外国為替特別会計の昭和二十五年年度の出納の完結(以下「出納の完結」という。)の際同特別会計に属する現金のうち支出決定繰出金に係る負債で出納の完結までに弁済を終らなかつたもの(以下「繰越負債」という。)の額に相当する金額を除いたもの及び「出納の完結の際同特別会計に属する未收金債権」に帰属するものとする。
8 繰越負債は、出納の完結の際この会計に帰属するものとし、同特別会計の繰越をもつて弁済するものとする。
9 出納の完結の際外国為替特別会計に属する現金のうち繰越負債の額に相当するものは、その際この会計の繰入に繰り入れられるものとする。
10 外国為替特別会計法第十四條

の理由となる契約その他の行為(以下「資金支出負担行為」という。)の所要額並びに外国為替資金に属する現金の支拂(以下「資金支拂」という。)の所要額を定め、資金支出負担行為の計画(以下「資金支出負担行為計画」という。)又は資金支拂の計画(以下「資金支拂計画」という。)に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に添付し、その承認を経なければならない。
2 大蔵大臣は、前項の規定による資金支出負担行為計画及び資金支拂計画の承認をしたときは、資金支出負担行為計画については、外国為替管理委員会及び会計検査院に、資金支拂計画については、外国為替管理委員会、会計検査院及び日本銀行にその旨を通知しなければならない。

3 外国為替管理委員会は、資金支出負担行為又は資金支拂をしようとするときは、第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た資金支出負担行為計画又は資金支拂計画に定める金額をこえてはならない。
(支出未済額の繰越)
第二十二條 この会計において、支拂義務の生じた繰出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る繰出予算額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。
(金銀地金の取得)
第二十三條 この会計において取得することができる金銀地金は、対外支拂の決済に必要なものに限り、これを運用する事務の委任(会計の運用に関する事務の外)は、第六條に規定する事務の外国の会計に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。
(貸出の支拂上の余剰金)
第十五條 この会計において、貸出の支拂上現金に余剰があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

第十六條 この会計において、貸出の支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金とし、若しくは融通証券を発行し、又は基金に属する現金を繰替使用することができる。

第十七條 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

第十八條 この会計の負担に属する一時借入金、借入金及び融通証券の利子、第十六條第二項借借の規

定による借入金及び融通証券の償還金並びにこの会計の負担に属する融通証券の発行及び償還に関する経費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
(基金支出負担行為計画及び基金支拂計画)
第十九條 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、基金に属する現金の支出の原因となる契約その他の行為(以下「基金支出負担行為」という。)の所要額及び基金に属する現金の支拂(以下「基金支拂」という。)の所要額を定め、基金支出負担行為の計画(以下「基金支出負担行為計画」という。)又は基金支拂の計画(以下「基金支拂計画」という。)に關する書類を製作し、これを大蔵大臣に送付し、その承認をなければならない。

第二十條 この会計において、支拂業務の生じた歳出金で、当該年度

の出納の完結までに支出済となつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。
2 通商産業大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二十一條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律中附則第三項の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。
2 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)は、廃止する。
3 昭和二十五年年度において旧貿易特別会計法第十條第二項の規定により借り入れ、又は発行した一時借入金又は融通証券で、昭和二十六年三月三十一日までに償還できないもの(以下「未償還借入金等」という。)は、同條第三項の規定にかかわらず、貿易特別会計の昭和二十五年年度の歳入をもつて償還することができる。

4 貿易特別会計の昭和二十五年年度の収入支出並びに昭和二十四年度及び昭和二十五年年度の決算については、なお従前の例による。

5 この法律施行の際貿易特別会計に属する資産(現金及び未收金債権を除く。)及び負債(同特別会計に關して昭和二十五年年度中に支拂業務の生じた歳出金でこの法律施行の際までに支出済となつたもの)に係る負債及び未償還借入金等を除く。のうち、昭和二十五年年度特別会計予算補正(特第一号)乙号國庫債務負担行為に關して同会計に關して昭和二十五年年度中にした行為に係るものは、基金に帰属するものとし、残余のものは、一般会計に帰属するものとする。

6 貿易特別会計の昭和二十五年年度の出納の完結(以下「出納の完結」という。)の際同特別会計に属する未收金債権及び同特別会計に關して昭和二十五年年度中に支拂業務の生じた歳出金で出納の完結の際までに支出済となつたもの)に係る負債は、出納の完結の際一般會計に帰属するものとする。
7 出納の完結の際貿易特別会計に属する現金は、出納の完結の際一般會計の歳入に繰り入れられるものとする。
8 昭和二十五年年度における貿易特別会計の歳出予算中同年度において支拂業務の生じた歳出金で出納の完結までに支出済となつたもの)に係る歳出予算は、翌年度の一般會計に繰り越して使用することができる。

9 第二十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

10 通商産業省設置法(昭和二十四

年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改める。
第九條第一項第十二号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の号を加ふる。
十一の三 緊要物資輸入基金特別会計に係る物資の取得及び支拂に關する事業を行うこと。(臨時通商業務局の所掌に係ることを除く。)

11 外国政府の不動産に關する権利の取得に關する政令(昭和二十四年政令第三百十一号)の一部を次のように改正する。
第九條第二項中「の貿易特別会計」に対する債権を「貿易特別会計」に對し有していた債権を同特別会計の廃止に伴い一般會計に對する債権となつたもの」に改める。
12 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計等からする一般會計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「貿易特別会計」を簡り「輸出信用保険特別会計」の下に「中小企業信用保険特別会計」緊要物資輸入基金特別会計」を加ふる。

緊要物資輸入基金特別会計(内閣提出に關する報告書(附録に掲載))

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第二條中「農業助定」を「再保険金支拂基金助定」に改める。
第三條の次に次の一條を加える。
第二條之二 再保険金支拂基金助定ニ於テハ一般會計及農業助定ヨリノ受入金並ニ其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子收入ヲ以テ其ノ繰入トシ農業助定ノ繰入金ヲ以テ其ノ繰出トス

前項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農作物共済及畜産共済ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ農業助定ニ於ケル再保険金ノ支拂財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルルモノトス
第一項ノ規定ニ依ル農業助定（ノ繰入金）ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農作物共済及畜産共済ニ関スル異常災害ノ発生ニ伴フ同助定ニ於ケル再保険金ノ支拂財源ノ不足ニ充ツル為之ヲ繰入ルモノトス
第三條中「一般會計及食糧管理特別會計」ニ「一般會計、食糧管理特別會計及再保険金支拂基金助定」に改める。

第六條を次のように改める。
第六條 再保険金支拂基金助定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ繰入ニ繰入ルベシ
農業助定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ当該年度迄ノ再保険金支拂基金助定ヨリノ受入金ノ合計額ニ相当スル金額（前年度迄ニ農業助定ヨリ再保険金支拂基金助定ニ繰入レタル金額）ヲ繰入レタル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相當スル金額）ニ達スル迄ノ金額ハ之ヲ再保険金支拂基金助定ニ繰入ルモノトシテ現余アルトキハ農業助定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ
家畜助定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ当該助定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ
農業助定又ハ家畜助定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ当該助定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第六條ノ二 前條第二項ノ規定ニ依リ農業助定ノ剰余金ヲ再保険金支拂基金助定ニ繰入レタル場合ニ於テ当該繰入金額ガ同項ノ当該年度迄ノ再保険金支拂基金助定ヨリノ受入金ノ合計額ニ相當スル金額（前年度迄ニ農業助定ヨリ再保険金支拂基金助定ニ繰入レタル金額）アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相當スル金額）ニ達スル迄ノ金額ハ其ノ差額ニ相當スル金額ニ達スル迄ノ金額ハ之ヲ農業助定ノ積立金（当該年度ノ決算上前條第四項及第七條第二項ノ規定ニ依リ補足スベキ金額）アル場合ニ於テハ其ノ金額ヲ補足シタル後ノ積立金）ヨリ再保険金支拂基金助定ニ繰入ルベシ
第九條第二項中「一時借入金」の下ニ「又ハ再保険金支拂基金助定ニ屬スル現金ノ繰替使用」を加え、同條第三項中「一時借入金」の下ニ「又ハ繰替使用金」を加へる。

昭和二十六年三月二十五日
衆議院會議第二十號
外務省特種會計法案外三件

支拂基金助定ヨリノ受入金ノ合計額ニ相當スル金額（前年度迄ニ同助定ヨリ再保険金支拂基金助定ニ繰入レタル金額）アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相當スル金額）ニ達スル迄ノ金額ハ之ヲ再保険金支拂基金助定ニ繰入ルモノトシテ現余アルトキハ農業助定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ
家畜助定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ当該助定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ
農業助定又ハ家畜助定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ当該助定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第六條ノ二 前條第二項ノ規定ニ依リ農業助定ノ剰余金ヲ再保険金支拂基金助定ニ繰入レタル場合ニ於テ当該繰入金額ガ同項ノ当該年度迄ノ再保険金支拂基金助定ヨリノ受入金ノ合計額ニ相當スル金額（前年度迄ニ農業助定ヨリ再保険金支拂基金助定ニ繰入レタル金額）アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相當スル金額）ニ達スル迄ノ金額ハ其ノ差額ニ相當スル金額ニ達スル迄ノ金額ハ之ヲ農業助定ノ積立金（当該年度ノ決算上前條第四項及第七條第二項ノ規定ニ依リ補足スベキ金額）アル場合ニ於テハ其ノ金額ヲ補足シタル後ノ積立金）ヨリ再保険金支拂基金助定ニ繰入ルベシ
第九條第二項中「一時借入金」の下ニ「又ハ再保険金支拂基金助定ニ屬スル現金ノ繰替使用」を加え、同條第三項中「一時借入金」の下ニ「又ハ繰替使用金」を加へる。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
（最軽劣の附録に掲載）
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十五日
衆議院會議第二十號
外務省特種會計法案外三件

期間に拂ひ込んだ積金の合計額の当該年金受給者が組合員であつた全期間に拂ひ込んだ積金の総額に對する割合となつたものに相當する金額を、当該共済組合の請求に基きこれに交付する。
2 前項ノ規定する割合は、大藏大臣の定めるところにより、保險數理に基いて算出するものとす。
3 第一項の金額は、日本製鉄八幡共済組合が年金額を改定した年度以後の年度において、各年度分を四分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付するものとす。

附則
この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七條の規定により交付した金額は、改正後の第七條の規定により昭和二十五年年度分及昭和二十六年年度分として交付すべき金額の金額となす。

附則
この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七條の規定により交付した金額は、改正後の第七條の規定により昭和二十五年年度分及昭和二十六年年度分として交付すべき金額の金額となす。

附則
この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七條の規定により交付した金額は、改正後の第七條の規定により昭和二十五年年度分及昭和二十六年年度分として交付すべき金額の金額となす。

附則
この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七條の規定により交付した金額は、改正後の第七條の規定により昭和二十五年年度分及昭和二十六年年度分として交付すべき金額の金額となす。

計を置き、同會計において為替取引に伴う一切の收支を予算に計上して整理して參つたのであります。今同法に對する割合となつたものに相當する金額を、当該共済組合の請求に基きこれに交付する。次に、新設積入基金特別會計法案の提案趣旨を申し上げます。この法案は、特殊需要に應ずるため緊急に取得することを必要とする外債で生じられた特資の取得及び充拂を円滑にする目的をもつて新設積入基金を置き、一般會計から繰入金をもつてこれに充てることとしたものであります。運用に關する経理を一般會計と区分して行つたために緊要物資輸入基金特別會計を設けたこととするものであります。この會計の繰入金といたしましては、基金の運用によつて生じた利息の繰入金、預託金の利息、借入金の借入れ及び融通証券の発行による収入金、決算上の不足補填のための一般會計からの増入金等をもつてその繰入金としたものであります。事務取扱費、借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金及び融通証券の利息、融通証券の発行及び償還に關する経費並びに基金の運用によつて生じた損失の補填金等をもつてその繰入金としたものとす。特別會計に必要な積置を規定いたしてあるものであります。なお政府貿易から民間貿易への移行に伴ひ、貿易特別會計はこれを廃止することが適当と

附則
この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七條の規定により交付した金額は、改正後の第七條の規定により昭和二十五年年度分及昭和二十六年年度分として交付すべき金額の金額となす。

附則
この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七條の規定により交付した金額は、改正後の第七條の規定により昭和二十五年年度分及昭和二十六年年度分として交付すべき金額の金額となす。

附則
この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七條の規定により交付した金額は、改正後の第七條の規定により昭和二十五年年度分及昭和二十六年年度分として交付すべき金額の金額となす。

附則
この法律は、昭和二十六年五月一日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。但し、改正前の第七條の規定により交付した金額は、改正後の第七條の規定により昭和二十五年年度分及昭和二十六年年度分として交付すべき金額の金額となす。

ります。四法案のうち、外圍為替資金特別会計法案、緊要物資輸入基金特別会計法案の二法案に對しては、日本共産黨を代表して反対の意見を述べんとするものであります。

第一は、兩法案はいわゆる新精神、すなわち軍需品をつくるための原料や資材を輸入することを主たる目的としているものであります。これはアメリカの大軍備擴張と日本の軍事的復活を目的とする、いわゆる日本経済協力体制の一端であります。今日國體帝國主義は、

李承晩、蔣介石、バチ・ダイ等の一政府に對する軍用物資の供給源として、日本の産業の

最近の情勢によりますれば、さらにその上に西歐諸國の

が、單獨講和の實體であるわれわれは、指摘しなければなりません。さらばこそ吉田内閣は、中日貿易を禁止して、歴史的にも地理的にも経済的にも当然拒絶しなければならぬ、きわめて重要な中日の關係が

働者として、この優勢をつくるために軍需物資を輸入することが、本法案のねらいであります。従つて本法案は、平和産業の発達、中小企業者の復興、さらに人民生活の安定もまたつとて顧慮しないのみか、遂にこれを破壊するところの法案であります。(拍手)これが、われわれが本法案に對するところの第一の理由であります。

第二は、このために輸出入を操作するところの外圍為替資金特別会計に對しては、いわゆるインフレントリ・ツアネナクスを容れて、人民の血の出るような税金から五百億を

いう莫大な資金を投入されるのであります。また戦争資材を專門的に輸入するために新たに設けたところの緊要物資輸入基金特別会計には、これも國民の税金から二十五億圓をつぎ込むのであります。これはまづ先づ國民大衆の血のむく税金を

徴せざる典型的なものであるといわなければなりません。その結果として、日本における軍需産業は、ポゾダム宣言をとり日々に大々的に復活され、労働者に對しては、人権を無視した奴隷的労働が強制され労働賃金はすくなく引下げられ、その結果生産された軍需用品の微減輸出が強制されるのであります。

緊要物資の輸入は、この労働者を犠牲にする強制輸出の強行なしに、輸入人計兩の履行は不可能であります。従つて本法案は、人民の税金と強制輸出を強行するところの法案であるといわざるを得ないのであります。これが本法案に對する反対の第二の理由であります。

第三は、特に緊要物資輸入基金特別会計法は、政府でなければ輸入できない緊要物資の輸入を目的とすると言つては、そのとおりですが、委員会における質問においても、政府はまづこの法案の内容を明らかにしないのであります。これは、この法案の背後に、國會と國民の間に明らかとするところの、いかなる伏線があるか、われわれは、この伏線が、新聞では毎日大問題として論議されてはいるにもかかわらず、政府は明らかにしておかず、政府は、この伏線が、いかなる日本経済協力体制にあるか、は、もはや明らかであります。これが本法案に對する第三の理由であります。

第四は、兩法案の手段が言論の下の算の形をとり、いかに、傳子算と稱して、輸入には運用の結果、すなわち損益のみを計上し、輸出には事務費等の経費のみを計上し、何が何やら、計算面ではその実体がつかぬない仕組みとなつてゐることである、従つて、外圍為替資金特別会計は二十四億六千万円の輸出も、また二十五億圓の輸入するも、何を輸出し何を輸入するか、その運用はまづ何れもわからぬ、いかなる仕組みになつてゐるのかわらない、また緊要物資輸入基金特別会計の二十五億も、同様に輸入の輸入をすることになつておるのであります。これだけでも、これを何と云ふかは輸入するか、まづ國會に國民にも少しもわからない仕組みになつてゐるのであります。これが、この法案

が經濟貿易によつて軍需物資の輸入を促進し、日本の全経済を産業、労働を促進するところの、本法案である、断絶するを得ないものであります。しかも、平和を容れ、金融緩和のため國會として、幾つかの日本の労働者や人民は、この法案の實施を必ずや努力するであろうことをわれわれは確信するものであります。

以上が理由であります。これが、本法案に對する第一の理由として反対するものであります。(拍手)

田内閣の秘密紙を採まつて、本法案

が經濟貿易によつて軍需物資の輸入を促進し、日本の全経済を産業、労働を促進するところの、本法案である、断絶するを得ないものであります。しかも、平和を容れ、金融緩和のため國會として、幾つかの日本の労働者や人民は、この法案の實施を必ずや努力するであろうことをわれわれは確信するものであります。

以上が理由であります。これが、本法案に對する第一の理由として反対するものであります。(拍手)

田内閣の秘密紙を採まつて、本法案

が經濟貿易によつて軍需物資の輸入を促進し、日本の全経済を産業、労働を促進するところの、本法案である、断絶するを得ないものであります。しかも、平和を容れ、金融緩和のため國會として、幾つかの日本の労働者や人民は、この法案の實施を必ずや努力するであろうことをわれわれは確信するものであります。

以上が理由であります。これが、本法案に對する第一の理由として反対するものであります。(拍手)

まづ、よつて兩案は委員長報告の通り採決いたしました。

第八 結核予防法案(内閣提出) 第九 結核予防法案(修正) 第十 結核予防法案(修正) 第十一 結核予防法案(修正)

結核予防法案 第一章 總則(第一條) 第二章 結核予防(第二條) 第三章 結核予防(第三條) 第四章 結核予防(第四條) 第五章 結核予防(第五條) 第六章 結核予防(第六條) 第七章 結核予防(第七條) 第八章 結核予防(第八條) 第九章 結核予防(第九條) 第十章 結核予防(第十條) 第十一章 結核予防(第十一條) 第十二章 結核予防(第十二條) 第十三章 結核予防(第十三條) 第十四章 結核予防(第十四條) 第十五章 結核予防(第十五條) 第十六章 結核予防(第十六條) 第十七章 結核予防(第十七條) 第十八章 結核予防(第十八條) 第十九章 結核予防(第十九條) 第二十章 結核予防(第二十條)

結核予防法案 第一章 總則(第一條) 第二章 結核予防(第二條) 第三章 結核予防(第三條) 第四章 結核予防(第四條) 第五章 結核予防(第五條) 第六章 結核予防(第六條) 第七章 結核予防(第七條) 第八章 結核予防(第八條) 第九章 結核予防(第九條) 第十章 結核予防(第十條) 第十一章 結核予防(第十一條) 第十二章 結核予防(第十二條) 第十三章 結核予防(第十三條) 第十四章 結核予防(第十四條) 第十五章 結核予防(第十五條) 第十六章 結核予防(第十六條) 第十七章 結核予防(第十七條) 第十八章 結核予防(第十八條) 第十九章 結核予防(第十九條) 第二十章 結核予防(第二十條)

結核予防法案 第一章 總則(第一條) 第二章 結核予防(第二條) 第三章 結核予防(第三條) 第四章 結核予防(第四條) 第五章 結核予防(第五條) 第六章 結核予防(第六條) 第七章 結核予防(第七條) 第八章 結核予防(第八條) 第九章 結核予防(第九條) 第十章 結核予防(第十條) 第十一章 結核予防(第十一條) 第十二章 結核予防(第十二條) 第十三章 結核予防(第十三條) 第十四章 結核予防(第十四條) 第十五章 結核予防(第十五條) 第十六章 結核予防(第十六條) 第十七章 結核予防(第十七條) 第十八章 結核予防(第十八條) 第十九章 結核予防(第十九條) 第二十章 結核予防(第二十條)

第九章 罰則(第六十二條、第六十三條)

第十章 附則(第六十四條、第六十八條)

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることに由りて、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の健康を増進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二條 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療につとめなければならない。

(医師等の義務)

第三條 医師その他の医療関係者は、前條に規定する国及び地方公共団体の行う業務に協力しなければならない。

第二章 健康診断

(定期の健康診断)

第四條 労働基準法昭和二十二年法律第四十九号第八條に規定する事業又は事務所であつて、政令で定めらるるもの(以下「事業」といふ)の利用者(同法第十條に規定する者をいふ。以下同じ)、学校(各種学校を含む。修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ)の長又は矯正保護施設その他の施設で政令で定めらるるもの(以下「施設」といふ)の長は、それぞれ当該事業において、深湯に從事する者、当該学校の職員、学生、生徒、児童若しくは幼児又は当該施設に收容されてゐる者に対して、

毎年、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

2 保健所長は、事業(国都道府県又は保健所を設けずる市の行う事業を除く)の利用者又は学校若しくは施設、国都道府県又は保健所を設けずる市の設置する学校又は施設(を除く)の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に關して指示することができる。

3 厚生大臣が指定する区域を管轄する市町村長(都の区に在する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ)は、その区域内に居住する三十歳未満の者のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者に対して、毎年、保健所長(都の区に在する区域及び保健所を設けずる市にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

4 使用者又は学校若しくは施設の長が労働基準法、学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)その他の法律又はこれらに基き命令若しくは規則の規定によつて健康診断を行つた場合において、その健康診断が第十二條の規定に基き命令で定める技術的基準に適合するものであるときは、第一項の規定による健康診断を行つたものとみなす。

(定期外の健康診断)

第五條 都道府県知事は、結核予防上特に必要がある認めるときは、左の各号に掲げる者について、

それを受けるべき者及びその期日を指定して、定期外の健康診断を行ふことができる。

一 結核に感染し、又は公衆に結核を伝染せしめるおそれがある者に從事する者
二 結核まん延のおそれがある場所又は地域において、業務に従事し、又は学校教育を受ける者
三 結核まん延のおそれがある場所又は地域に居住する者又は居住してゐる者
四 結核患者と同居する者又は同居してゐる者

(健康診断の方法)

第六條 前二條に規定する健康診断は、フエルトリ及び検査者、レントゲン検査者その他の命令で定められたによつて行ふものとする。

(受診義務)

第七條 第四條第一項又は第三項に健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設長の長又は市町村長の行つた健康診断を受けなければならない。

2 第五條の規定による定期外の健康診断を受けるべき者は、指定された期日、都道府県知事が行つた健康診断を受けなければならない。

(健康診断の記録)

第八條 定期又は定期外の健康診断を受けたべき者が、健康診断を受けたとき、その期日又は期間満了後三月以内に第十二條の規定に基き命令で定められた技術的基準に適合する健康診断を受け、且つ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書

その他の健康診断の内容を説明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期又は定期外の健康診断を受けたものとみなす。

(定期外の健康診断を受けた者)
第九條 疾病その他を患はざるが故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が二月以内には消滅したときは、その事故の消滅後一月以内は、健康診断を受け、且つ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他の健康診断の内容を説明する文書を出し健康診断の実施者に提出しなければならない。

(健康診断の実施者)

第十條 健康診断の実施者は、この法律の規定によつて健康診断を行つたときは、その実施者(検査者、レントゲン検査者、レントゲン検査者その他の検査者)の姓名及び検査を受けた者の姓名を記載し、且つ、これを保存しなければならない。

2 健康診断の実施者は、この法律の規定による健康診断を受けた者は、前項の記載した姓名を保存しなければならない。これを保存しなかつたときは、これを保存しなかつたこととみなす。

(健康診断の実施)

第十一條 健康診断の実施者は、この法律の規定によつて健康診断を行つたときは、その健康診断(第八條又は第九條の規定による健康診断その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。以下同じ)の結果を当該健康診断を受けた者の住所を管轄する保健所長その他の場所を管轄する保健所長その他の場所に提出しなければならない。

第十二條 この法律の規定によつて行ふべき健康診断の実施に關する技術的標準、輸入検査者等は、保健所長その他の保健所長に規定する健康診断の実施に關する技術的標準に適合する記録の保存及び保存場所は、命令で定めらるるものとする。

(罰則)

第十三條 第四條第一項又は第三項に規定する健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設長の長又は市町村長の行つた健康診断を受けなければならない。

(罰則)

第十四條 第四條第一項又は第三項に規定する健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設長の長又は市町村長の行つた健康診断を受けなければならない。

(罰則)

第十五條 第四條第一項又は第三項に規定する健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設長の長又は市町村長の行つた健康診断を受けなければならない。

(罰則)

第十六條 第四條第一項又は第三項に規定する健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設長の長又は市町村長の行つた健康診断を受けなければならない。

（一）市の存する区域及び保健所を管轄する市にあつては、都道府県知事の指示を受け、期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行ひ、且つ、その反応が陰性又は陽性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。但し、結核患者その他者令で定めるところにより、結核に感染してゐると認められる者に対しては、この限りでない。

（定期外の予防接種）

第十四條 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、第五條各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、ツベルクリン反応検査を行ひ、且つ、その反応が陰性又は陽性である者に対しては、定期外の予防接種を行ふことができる。但し、前條第三項但書に規定する者に対しては、この限りでない。

（予防接種を行ふべき日）

第十五條 前二條に規定する予防接種は、ツベルクリン反応を判定した日に行ふなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、その日から二週間をこえない限度において、これを延期することができる。

（ツベルクリン反応検査及び予防接種を受ける義務）

第十六條 第十三條第二項又は第三項のツベルクリン反応検査の対象者及び同條各号の予防接種の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、使用者、学校若しくは施設長の長又は市町長を行つて

べルクリン反応検査又は予防接種を受けなければならない。

第十四條の規定によりツベルクリン反応検査を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事の行つたツベルクリン反応検査を受け、且つ、その反応が陰性又は陽性であったときは、さらに、都道府県知事の行つた予防接種を受けなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第十七條 前條の規定によりツベルクリン反応検査を受けるべき者が、その検査を受けて、翌期日若しくは期間満了前月以内にはツベルクリン反応検査を受け、且つ、当該期日若しくは期間満了の日までに医師の証明書その他その反応が陽性であったことを証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に出し、又は当該期日若しくは期間満了の前月以内に医師の証明書その他その旨を証明する文書を当該ツベルクリン反応検査の実施者に出したときは、前條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受け、且つ、その反応が陰性又は陽性であるときは、直ちに予防接種を受けなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第十八條 疾病その他やむを得ない事故のため第十三條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受け、かつ、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、ツベルクリン反応検査を受け、且つ、その反応が陰性又は陽性であるときは、直ちに予防接種を受けなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第十九條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（定期外の予防接種を受ける場合の特例）

第十八條 疾病その他やむを得ない事故のため第十三條の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受け、かつ、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、ツベルクリン反応検査を受け、且つ、その反応が陰性又は陽性であるときは、直ちに予防接種を受けなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第十九條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十一條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十二條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十三條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十四條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十五條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十六條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十七條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十八條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

（検査を受けたツベルクリン反応検査及び予防接種）

第二十九條 前項のツベルクリン反応検査であつたとき、又は前項の予防接種を受けたときは、その者は、医師の証明書その他その旨を証明する文書を、当該ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施者に出さなければならない。

法律第六十九号) (以上「社会保険各法」といふ。)の規定による被保険者(以下「被保険者」といふ。)

者(以下「被保険者」といふ。)

基金又は割合で定める者に委託する

第三十四條 指定医療機関が行う第

三十四條及び第三十五條に規定す

る医療に関する診療報酬は、指定

医療機関が所在する市町村(特別

区を含む。以下同じ。)に国民健康

保険(特別国民健康保険組合又は

市町村が行うものを除く。以下

同じ。)が行われているときは、そ

の診療報酬の例により、指定医療

機関が行われていないときは、健

康保険の診療報酬の例によるもの

の二分の一に相当する額の医療費

をこれに支給することとする。

第三十四條第二項及び第三十五

條の規定は、前項の申請に準用す

る。

第三項の医療費は、当該患者が

当該医療を受けた当時それが必要

であつたと認められる場合に限

り、支給されるものとする。

第四十七條第一項の規定は、第

三十七條第一項の規定は、第

三十七條第一項の規定は、第

第七節 結核予防審議会及び

結核診療審議会

第四十四條 厚生大臣の諮問に

応じ、結核の予防及び結核患者の医

療に関する重要事項を調査審議す

るため、厚生大臣の監督に属す

る結核予防審議会を設置す。

第二 結核予防審議会は、関係者大

臣の意見を具申することができる。

第四十五條 結核予防審議会は、委

員三十人以上で組織する。

第二 特別な事項を調査審議するた

功審議会の経費に限り必要な事項

は、結核予防審議会が定める。

第四十六條 都道府県知事の諮問に

応じ、第三十四條第一項の申請に

関する必要な事項を調査審議す

るため、各保健所は結核診療審議

会を設置する。

第二 結核診療審議会は、都道府県

知事の諮問に属する。

第四十七條 本法に規定する

第四十七條、この法律に規定する

の事件、議事の手続その他結核予

二 第五條の規定により、都道府県知事が行う定期外の健康診断に要する費用

三 第十三條第一項又は第二項の規定により、その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設が長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第十四條の規定により、都道府県知事が行うツベルクリン反応検査及び定期外の予防接種に要する費用

五 第三十條又は第三十一條第一項の規定により、都道府県知事が当該職員をしてとらせた措置に要する費用

六 第三十一條第二項の規定による損失の補償に要する費用

七 第三十四條第一項の規定により負担する費用

八 第三十五條の規定により負担する費用

九 第四十一條第一項の規定による医療費の支給に要する費用

(市町村の支弁すべき費用)
第五十二條 市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設が長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第四條第三項の規定により、市町村長が行う定期の健康診断に要する費用

三 第十三條第一項又は第二項の規定により、その行う事業の使用者又はその設置する学校若しくは施設が長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

くは施設が長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

四 第十三條の規定により市町村長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都に關する特別)
第五十三條 都の区に存する区域については、左に掲げる費用は、前條の規定にかかわらず、都が支弁しなければならない。

一 第四條第三項の規定により、保健所長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條の規定により、保健所長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(事業主の支弁すべき費用)
第五十四條 事業(園、都道府県又は市町村の行う事業を除く)の事業主は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、事業の使用者が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、事業の使用者が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)
第五十五條 学校又は施設(園、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く)の設置者は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第四條第一項の規定により、

二 第五十一條各号の費用(都道府県が行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く)

三 前條の規定により、都道府県が補助する費用

学校又は施設が長が行う定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定により、学校又は施設が長が行うツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

(都道府県の補助)
第五十六條 都道府県は、左に掲げる費用に對して、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

一 第五十二條各号の費用(市町村の行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く)

二 第五十四條第二号の費用

三 前條各号の費用

(国庫の補助)
第五十七條 国庫は、左に掲げる費用に對して、政令で定めるところにより、その二分の一を補助しなければならない。

一 第三十三條の規定により、厚生大臣が都道府県、市その他の地方公共団体に対して設置又は拡張を勧告した結核検査所の設置、拡張及び運営に要する費用

二 第五十一條各号の費用(都道府県が行う事業の使用者が行う健康診断に要する費用を除く)

三 前條の規定により、都道府県が補助する費用

第五十八條 国庫は、第五十三條各号の費用に對して、政令で定めるところにより、その三分の一を補助しなければならない。

第五十九條 国庫は、都道府県又は市町村に對し、政令で定めるところにより、その開設する結核検査所(第三十三條の規定により、厚生大臣が設置又は拡張を勧告したものを除く)の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助することができる。

ころにより、その開設する結核検査所(第三十三條の規定により、厚生大臣が設置又は拡張を勧告したものを除く)の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助することができる。

第六十條 国庫は、結核検査所を開設する営利を目的としない法人に對して、政令で定めるところにより、その結核検査所の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

(実費の徴収)
第六十一條 健康診断実施者(使用者を除く)又は予防接種実施者は、この法律の規定により健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を行つた場合には、政令で定めるところにより、当該健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者(第八條又は第十七條第一項の規定により、健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者)に、その実費を徴収することができる。但し、その者が経済的事由により、その費用の全部又は一部を負担することが困難であるを認められる場合においては、その全部又は一部については、この限りでない。

第九節 罰則
第六十二條 この法律の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査若しくは予防接種の実施の事務に従事し、若しくは結核検査協議会の委員若しくはその職に充てられた者、その実費又は検査料を徴収し、

得た医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十三條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項又は第十六條第二項の規定に違反した者

二 第二十二條第一項の規定による届出を怠つた医師

三 第二十八條又は第二十七條の規定に違反した医師

四 第二十八條第一項、第三十條又は第三十一條第一項の規定により、都道府県知事の命令に従わなかつた者

五 第三十條から第三十二條までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ又は怠慢した者

六 第三十二條第一項の規定による当該職員に對し、虚偽の答弁をした者

七 第五條の規定による健康診断又は第十四條の規定によるツベルクリン反応検査若しくは予防接種に對して、次條の規定に違反した者

第六十四條 この法律の規定により、健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者が十歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けさせる

防護種を受けなければならぬ。但し、事故消滅の際当該防護種を受けらるべき定期に該当しているときは、この限りでない。

第十九條中「すべての防護種の下に」第六條の二の規定により証明書の提出を受けた防護種を含む。」を加へる。

第三十條中第十九條の次に次の一條を加へる。

第十九條の二 防護種を行つた医師は、防護種に関する証明書の交付の求めがあつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第二十六條第三項の規定は、前項の証明書交付についてこれを準用する。

第二十七條中「第六号」を「第六條」に改める。

第二十三條中「この法律の定めるところにより、」の下に「防護種を行つたときは、」を加へる。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

予防護種法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ四第一項中「第四十二條乃至第四十二條ノ三の下に、」第四十九條ノ七を加へ、同條第二

項中「葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三又ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依リ一時金」を「葬祭料又ハ前項ノ一時金」に、「前項」を同項に、同條第三項中「第二項」を「第一項但し」に改める。

第二十三條ノ五を次のように改める。

第二十三條ノ五 前條第一項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テ葬祭料又ハ同條同項ノ一時金ヲ受ケベキ遺族ハ被保險者又ハ被保險者ヲリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者トス但シ其ノ者ガ二人以上ナル場合ニ於テ被保險者又ハ被保險者ヲリシ者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ對シテシタル予告ニ依リ其ノ者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ其ノ者トス

第三十六條、第三十七條第一項、第四十二條及第四十二條ノ三第一項中死亡シタル者ノ下に「其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際」を加へる。

第四十二條ノ二第一項及び第四十九條ノ二中「十五年未満被保險者ヲリシ者」の下に「第三十四條第三号ニ該當スル者ヲ除ク」を加へる。

第五十條ノ三を次のように改める。

第五十條ノ三 遺族年金ノ支給ヲ受ケル者ノ遺族年金ノ支給ヲ受ケベキ遺族ノ範囲ニ屬スル子アルトキハ其ノ子一人ニ付平均標準報酬額ノ十分分ニ相當スル金額（前條第一項第四号又ハ第五号ノ場合ニ於テハ二千四百円）ヲ前條各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス

遺族年金ノ支給ヲ受ケル子二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付平均標準報酬額ノ十分分ニ相當スル金額（前條第一項第四号又ハ第五号ノ場合ニ於テハ二千四百円）ヲ前條各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス

遺族年金ノ額ニ加給ス

遺族年金ノ額ニ加給ス

遺族年金ノ額ニ加給ス

遺族年金ノ支給ヲ受ケル子二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付平均標準報酬額ノ十分分ニ相當スル金額（前條第一項第四号又ハ第五号ノ場合ニ於テハ二千四百円）ヲ前條各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス

遺族年金ノ額ニ加給ス

精神衛生法の一部を改正する法律案（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加へる。

精神衛生審議会において、特に必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

第二十五條を次のように改める。

（検査官の通報）

第二十五條 検査官は、精神障害のある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は精神障害のある被疑者について裁判（懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の宣告をしない裁判を除く。）が確定したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならぬ。

第四十九條第二項を削る。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

精神衛生法の一部を改正する法律案（衆議院提出案）に送付する。

精神衛生法の一部を改正する法律案（衆議院提出案）に送付する。

精神衛生法の一部を改正する法律案（衆議院提出案）に送付する。

〇松永佛骨君 たいま議題となりました結核予防法案三法案の、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず結核予防法案について申し上げます。

結核は我が国の国民病といわれるほどに蔓延し、昭和二十四年における人口一万に対する結核死亡は一六・九で、デンマーク、アメリカ等と比べて五倍以上であり、その害は、各個人のみならず社会全般に及んでおり、ひいては国民経済にまで悪影響を與えておることは周知の事実であります。この結核予防をはかるための現行結核予防法は三十年以前に制定されたものであり、もつぱら伝染の防止に重点が置かれておりますので、現代医学の長所を行政の面に十二分に活用することも、社会保障制度の一環として患者の医療費の負担を軽減し、もつて結核の予防と患者に対する適正医療の普及をはかり、わが國の結核撲滅を行わんとするの、本法案提出の理由であります。

次に本法案のおもなる内容を申し上げます。第一は、最も結核にかかりやすい状態にある一定範囲の国民に対して健康診断並びに予防接種を行うべきことを規定したことであり、

第二は、保健所長は医師の届出によつて結核患者を登録し、必要に応じて家庭訪問指導を行はせることとしたことであり、

第三は、結核の医療に最も著効のあるとされておる医療機関を選んで、その適応性の患者に対しては公費をもつて医療費の半額を負担することとし、結核の適正医療の普及をはかることと

精神衛生法の一部を改正する法律案（衆議院提出案）に送付する。

精神衛生法の一部を改正する法律案（衆議院提出案）に送付する。

精神衛生法の一部を改正する法律案（衆議院提出案）に送付する。

精神衛生法の一部を改正する法律案（衆議院提出案）に送付する。

精神衛生法の一部を改正する法律案（衆議院提出案）に送付する。

に、患者の負担軽減を行おうとする
とであります。医療の種類は、さしあ
たり胸部外科手術、人工気管、スト
プトマイシン及びバマの投與等であり
ます。

第四は、厚生大臣が地方公共団体に
対して結核療養所の新設及び拡充を勸
告することができることとし、これに
対して国庫から二分の一の補助をする
ことができるよう規定したことであり
ます。

その他、結核を伝染させるおそれ
ある患者の就業禁止、人命命令の規
定、これらの患者に対する医療費の公
費負担等の規定を設け、かつこの法律
の施行に伴い地方公共団体の支出する
費用については、定率の国庫補助を前
より規定してあるものであります。

本法案は、去る十六日、本委員会に
付託され、十七日、政府委員より提案
理由の説明を聴取した後、ただちに質
疑に入り、以来ほとんど連日委員会を
開催し、熱心なる質疑応答が繰返され
たのであります。これらの詳細につい
ては速記録によつて御承知を賜わり
たい存じます。

かくて、二十三回質疑を終り、討論
に入りましたところ、自由党を代表し
て丸山委員より、本法案は第七回会
において満場一致で可決された結核対策
に関する決議の趣旨に沿つて立案され
たものであり、地方公共団体の負
担する費用が削減され、結核対策の予
算として一生面を画するものである。
ただ予らむらくは結核病床と保健所
の定員等が十分でないが、一般予算との
関係もあるため、運用を將來に期待し
て本法案に賛成する旨の意見が開陳せ
られ、國民民主党を代表して金子委員

より、健康診断その他結核対策全体を
保健所のみで行わないよう結核病床を
拡充すること、宗教団体等の民間団体
の経営する後援施設を助成すること
と、農民も組織労働者や公務員のご
と、治療のみでなく生活も保障される
社会保険制度を実現することの希望意
見を待して賛成の意を表せられ、大い
で日本社会党を代表して提案委員より
は、社会保険制度審議会の勧告をすみ
やかに実施に移すこと、後援施設を法
制化するなどの希望意見を述べ、賛成の
意を表せられ、さらに日本共産党を代
表して井之口委員より、熱心規定が多
い、後援施設の規定がない、国庫負担額
が少い等の理由をあげて本法案に全面
的に反対する旨の意見が述べられたの
であります。

次に、予防接種法の一部を改正する
法律案について申し上げました。
本法案は、去る十六日、本委員会に
付託され、十七日、政府委員より提案
理由の説明を聴取した後、ただちに質
疑に入り、以来ほとんど連日委員会を
開催し、熱心なる質疑応答が繰返され
たのであります。これらの詳細につい
ては速記録によつて御承知を賜わり
たい存じます。

かくて、二十三回質疑を終り、討論
に入りましたところ、自由党を代表し
て丸山委員より、本法案は第七回会
において満場一致で可決された結核対策
に関する決議の趣旨に沿つて立案され
たものであり、地方公共団体の負
担する費用が削減され、結核対策の予
算として一生面を画するものである。
ただ予らむらくは結核病床と保健所
の定員等が十分でないが、一般予算との
関係もあるため、運用を將來に期待し
て本法案に賛成する旨の意見が開陳せ
られ、國民民主党を代表して金子委員

より、健康診断その他結核対策全体を
保健所のみで行わないよう結核病床を
拡充すること、宗教団体等の民間団体
の経営する後援施設を助成すること
と、農民も組織労働者や公務員のご
と、治療のみでなく生活も保障される
社会保険制度を実現することの希望意
見を待して賛成の意を表せられ、大い
で日本社会党を代表して提案委員より
は、社会保険制度審議会の勧告をすみ
やかに実施に移すこと、後援施設を法
制化するなどの希望意見を述べ、賛成の
意を表せられ、さらに日本共産党を代
表して井之口委員より、熱心規定が多
い、後援施設の規定がない、国庫負担額
が少い等の理由をあげて本法案に全面
的に反対する旨の意見が述べられたの
であります。

次に、精神衛生法の一部を改正する
法律案について申し上げました。
本法案は、去る十六日、本委員会に
付託され、十七日、政府委員より提案
理由の説明を聴取した後、ただちに質
疑に入り、以来ほとんど連日委員会を
開催し、熱心なる質疑応答が繰返され
たのであります。これらの詳細につい
ては速記録によつて御承知を賜わり
たい存じます。

理由の説明を聴取した後、ただちに審
議に入り、熱心なる質疑応答が行われ
たのであります。次に、質疑を終り
し、討論を省略し、採決に入りました
ところ、本法案は全員一致で可決すべ
きものと決した次第であります。

次に、船員保険法の一部を改正する
法律案について申し上げます。
本法案は、去る十六日、本委員会に
付託され、十七日、政府委員より提案
理由の説明を聴取した後、ただちに質
疑に入り、以来ほとんど連日委員会を
開催し、熱心なる質疑応答が繰返され
たのであります。これらの詳細につい
ては速記録によつて御承知を賜わり
たい存じます。

かくて、二十三回質疑を終り、討論
に入りましたところ、自由党を代表し
て丸山委員より、本法案は第七回会
において満場一致で可決された結核対策
に関する決議の趣旨に沿つて立案され
たものであり、地方公共団体の負
担する費用が削減され、結核対策の予
算として一生面を画するものである。
ただ予らむらくは結核病床と保健所
の定員等が十分でないが、一般予算との
関係もあるため、運用を將來に期待し
て本法案に賛成する旨の意見が開陳せ
られ、國民民主党を代表して金子委員

より、健康診断その他結核対策全体を
保健所のみで行わないよう結核病床を
拡充すること、宗教団体等の民間団体
の経営する後援施設を助成すること
と、農民も組織労働者や公務員のご
と、治療のみでなく生活も保障される
社会保険制度を実現することの希望意
見を待して賛成の意を表せられ、大い
で日本社会党を代表して提案委員より
は、社会保険制度審議会の勧告をすみ
やかに実施に移すこと、後援施設を法
制化するなどの希望意見を述べ、賛成の
意を表せられ、さらに日本共産党を代
表して井之口委員より、熱心規定が多
い、後援施設の規定がない、国庫負担額
が少い等の理由をあげて本法案に全面
的に反対する旨の意見が述べられたの
であります。

次に、精神衛生法の一部を改正する
法律案について申し上げます。
本法案は、去る十六日、本委員会に
付託され、十七日、政府委員より提案
理由の説明を聴取した後、ただちに質
疑に入り、以来ほとんど連日委員会を
開催し、熱心なる質疑応答が繰返され
たのであります。これらの詳細につい
ては速記録によつて御承知を賜わり
たい存じます。

理由の説明を聴取した後、ただちに審
議に入り、熱心なる質疑応答が行われ
たのであります。次に、質疑を終り
し、討論を省略し、採決に入りました
ところ、本法案は全員一致で可決すべ
きものと決した次第であります。

次に、船員保険法の一部を改正する
法律案について申し上げます。
本法案は、去る十六日、本委員会に
付託され、十七日、政府委員より提案
理由の説明を聴取した後、ただちに質
疑に入り、以来ほとんど連日委員会を
開催し、熱心なる質疑応答が繰返され
たのであります。これらの詳細につい
ては速記録によつて御承知を賜わり
たい存じます。

かくて、二十三回質疑を終り、討論
に入りましたところ、自由党を代表し
て丸山委員より、本法案は第七回会
において満場一致で可決された結核対策
に関する決議の趣旨に沿つて立案され
たものであり、地方公共団体の負
担する費用が削減され、結核対策の予
算として一生面を画するものである。
ただ予らむらくは結核病床と保健所
の定員等が十分でないが、一般予算との
関係もあるため、運用を將來に期待し
て本法案に賛成する旨の意見が開陳せ
られ、國民民主党を代表して金子委員

より、健康診断その他結核対策全体を
保健所のみで行わないよう結核病床を
拡充すること、宗教団体等の民間団体
の経営する後援施設を助成すること
と、農民も組織労働者や公務員のご
と、治療のみでなく生活も保障される
社会保険制度を実現することの希望意
見を待して賛成の意を表せられ、大い
で日本社会党を代表して提案委員より
は、社会保険制度審議会の勧告をすみ
やかに実施に移すこと、後援施設を法
制化するなどの希望意見を述べ、賛成の
意を表せられ、さらに日本共産党を代
表して井之口委員より、熱心規定が多
い、後援施設の規定がない、国庫負担額
が少い等の理由をあげて本法案に全面
的に反対する旨の意見が述べられたの
であります。

次に、精神衛生法の一部を改正する
法律案について申し上げます。
本法案は、去る十六日、本委員会に
付託され、十七日、政府委員より提案
理由の説明を聴取した後、ただちに質
疑に入り、以来ほとんど連日委員会を
開催し、熱心なる質疑応答が繰返され
たのであります。これらの詳細につい
ては速記録によつて御承知を賜わり
たい存じます。

のごときは、至るところで人民の利用
にまかされております。しかるに、
わが国の吉田内閣の二十六年度予算
を見れば、わずかに二千八百六十万
円、これが結核対策費として計上され
ております。これは最大限に病床をふ
やまして約十三万合に達するに
すぎないのであります。年々結核患者
の死亡数は十三万人に該当するとい
ふ、このことから考へてみますなら
ば、まったくこれは死の床を患者が選
ぶというにすぎないのであります。社
会主義共和国と比較した場合に、その
雲泥の差に感かざるを得ないのであり
ます。(拍手) 憲法によつて、國民の健
康な文化的生活を保障されておられ
ます。結核患者は毎年死亡が十三万人、
しかし結核患者は、死に年度だけ中
と病院の病床にありつけないよう
な日本の哀れな状態、あとは失業し
て不潔と悪臭に悩む病棟に放置され
ているのが、日本の今日の現状であり
ます。この状態のもとにおいて提出さ
れて来たのが、この結核予防法案であ
る。

それならば、一体この予防法案は、
現実のこうした結核患者に対してい
かなる規定をなしているものでありま
しょうか、第一に、強制的に検診し、予防接
種し、ごく病勢の重い者だけを死の床
に隔離し、少しくなつた者には強制的
退所をさせる。後援施設を興てる、後援す
るのであります。この後援施設の規定を
含まないという、これがこの法案の根
本的な欠陥であります。しかも、これ
ら一切の結核患者を一々登録して、あ
れだけ、この法案のとおりになつて
いる。従つてこの法案は、一口に言

「井之口政雄君登壇」
○井之口政雄君：私は、日本共産党を
代表いたしまして、この結核予防法案
に反対するものであります。
結核を予防する、これもとより、わ
が党は大賛成であります。わが愛する
祖國の上に一人も結核患者のないに
國民の健康を前進せしめるために
は、徹底的に予算を組み、サナトリウ
ムを建て、安心して全泊するまで一切
の患者を收容することこそ党の方針で
あり、党が政権をとつた場合、ただ
に着手する公約である。(拍手) 従つ
て、第五回開会に、結核予防の決議案
が提出されたこと、結核予防、全党を
あげてこれに賛成し、努力して参つた
のであります。

労働者、農民が政権を得ております
ところの、ソビエト社会主義共和国同
盟の疾病対策を見れば、完全なる社会
保険制度によりまして、医療の無料、
入院の自由が実施され、サナトリウム

のことは、至るところで人民の利用
にまかされております。しかるに、
わが国の吉田内閣の二十六年度予算
を見れば、わずかに二千八百六十万
円、これが結核対策費として計上され
ております。これは最大限に病床をふ
やまして約十三万合に達するに
すぎないのであります。年々結核患者
の死亡数は十三万人に該当するとい
ふ、このことから考へてみますなら
ば、まったくこれは死の床を患者が選
ぶというにすぎないのであります。社
会主義共和国と比較した場合に、その
雲泥の差に感かざるを得ないのであり
ます。(拍手) 憲法によつて、國民の健
康な文化的生活を保障されておられ
ます。結核患者は毎年死亡が十三万人、
しかし結核患者は、死に年度だけ中
と病院の病床にありつけないよう
な日本の哀れな状態、あとは失業し
て不潔と悪臭に悩む病棟に放置され
ているのが、日本の今日の現状であり
ます。この状態のもとにおいて提出さ
れて来たのが、この結核予防法案であ
る。

ますならば、結核の予防ではなくして、結核患者の救済法になつてゐる。その証拠をこれら指摘しおしよ。

第一、あれも懲罰、これも懲罰、あれも強制、これも強制といふのが、この法案の真正面から振りかざしてゐるところであります。従つて、病人が自主的にみずから進んで治療するという意欲を、この法案はちつとも滅つたものであります。他方、病が高進して初めて国立療養所に收容され、本人がいくら地獄のような国立療養所でもかまわぬから入れ、くれと希望して、病床が足りぬから入れられぬと、医師の一言で、患者は門前退場も命ぜられるような仕組みになつておるのであります。強制検診の結果は、屈主にも思ふままに首を切らせる口実を興えるのであります。政府は、労働基準法によつて、こうした強制は禁止されてゐると逃げ口上を述べておられますが、この労働基準法なるものは、今日は空文にすぎなくなつてゐる状態である。

收容される患者についても、費用の点で國家が四分の一……(発言する者あり)よく聞きなさい。——地方自治体が四分の一、本人が四分の一、これだけの負担になつておる。これはわが共産党の主張する医療費全額國庫負担の大方針に及ばざること、さかにか大なるものである。(拍手)——性格を持つた予算を組まねばならぬような政府としては、きわめて当然のことでありましよう。患者に対する負担の点では、現在の制度よりも、むしろ加重される傾向をこれは持つておるのであります。しかも收容される患者が、その

扶養義務を持たねばならぬ家族に対する生活保障が何ら規定されてゐないのであつて、このために患者は、結局において事実上大陵加被することになります。逆に國家からの干渉と監察に似せられることの結果が、この法案の実質的效果になつておる。教員諸君及び団員や郵政や電気通信その他官公庁の労働者諸君は、給與法の改悪によつて、結核療養期間を三年から二年に短縮される。しかもこの事実を、また結核予防法のねらいとするところでは、それらのねらいが那边にあるかは、以上の事実をもつて、あまりにもはつきりするものであります。共産党は、結核患者全員の国立並びに一切の公共療養所への無料かつ即時收容を主張するものであり、あつて病院運営に對する患者の参加及び病室や病床、栄養看護師、医師等々の数を嚴重に規定し、設備に對する完全なる責任を政府に負わしめる規定を法制化し、もしこれを実行しない場合、最高責任者たる大臣、知事、市町村長の責任を追究する罰則こそ、むしろ患者を助するより必要なのであります。(拍手)

要するにこの法案は、結核の撲滅に踏目して、かえつて競争のための人的資源の動員計画を具体化して、人民の生活を害するものであります。東條の結核予防政策をほうふつせしめるものがあるのであります。これこそ外圍帝國主義者の手先となつて——に狂狷する方策に賛成する人のみが賛成し得る法案であります。いやくも平和を願ひ、至而諱和を願ひ日本の人民たるものは、これに反対せざるを得ないのであります。しかも結核患者をして病の床に溘然と涙せしめる、さんた

んたるこの法案には、絶対に日本共産党は賛成できません。(拍手)

○議長(林護治君) これにて討論は終局いたしました。まず日程第八及び第十一の兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長報告はいずれも可決であります。兩案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(林護治君) 起立多数。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に日程第九及び第十の兩案を一括して採決いたします。兩案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて兩案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十二 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林護治君) 日程第十二、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事多武長哲三君。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正す。

同組合連合会又は企業組合であることと示すに、同條第三項中「第二十二條を(第二十一條に改める。第十一條第四項中「二八」を「五八」に改める。

第二十七條第六項中「(第二十三、九條第四項、第三百四十條)」「第三、三百九十九條第五項、第二百四十條第三項に、」及び「第二百四十七條から第二百五十三條まで」を、「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條」に改める。

第二十七條の次に次の一條を加へる。(定款の認証)。
第二十七條の二 発起人は、創立總會を終了後遅滞なく、定款につき、行政庁の認証を受けなければならぬ。

2 行政庁は、定款が法令に違反する場合を除いては、認証をしなればならない。
3 定款は、第一項の認証を受けなければ、その効力を生じない。

第三十八條中「創立總會を終了後」を「前條第一項の認証を受けた後」に改める。
第三十三條中「定款及び」及び「定款又は」を削る。

第三十三條第一項第七号中「時期及び」を削り、同條中第三項を削る。
第三十六條の次に次の一條を加へる。(理事會)
第三十六條の二 組合の業務の執行は、理事會が決する。

第三十八條 理事は、理事會の承認を受けた場合に限り、組合と契約することが出来る。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八條(自己契約)の規定を適用しない。
第三十八條の次に次の一條を加へる。(理事の責任)
第三十八條の二 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に對し連帶して損害賠償の責に任ずる。

第三十八條 理事は、理事會の承認を受けた場合に限り、組合と契約することが出来る。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八條(自己契約)の規定を適用しない。

第三十八條の次に次の一條を加へる。(理事の責任)

第三十八條の二 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に對し連帶して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に對し連帶して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様である。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六條第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を准用する。

第三十九條の見出し中「(閲覧)」を「(閲覧等)」に、同條第一項中「及び總會を」並びに總會及び理事會」に改め、同條第三項中「(閲覧)」の下に「又は監事」を加へる。

第四十條の見出し中「(閲覧)」を「(閲覧等)」に改め、同條第三項中「(閲覧)」の下に「又は監事」を加へる。
第四十條の次に次の一條を加へる。(會計帳簿等の閲覧等)
第四十條の二 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に對し會計の帳簿及

〔多武良哲三君登壇〕

○多武良哲三君 たたいま議題と相なりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。
 申し上げるまでもなく、中小企業等協同組合法には、商法の規定、特に株式会社法の規定を若干準用いたしておるのであります。しかるに、商法の一部改正がなされまして、一昨年七月一日より実施と相なっておりますため、所要の改正を行う必要が生じた次第であります。なおこの機会に、中小企業等協同組合法施行後の経験にかんがみ、所要の改正を同時に行おうとするものであります。

以上が改正の理由でございますが、次に改正の主要な点を申し上げますと、まず第一に、改正商法に従いまして、理事会の制度を設け、組合の業務執行の決定は理事会が行うこととするのと、各理事が組合を代表する現行の制度を改め、組合を代表すべき理事を選定することといたしております。第二は、監査役に関する改正商法の規定を準用して、監事の権限を会計監査に限定いたしておることとあります。第三は理事の責任に関する点であります。以上が改正商法に伴います改正の要点でございますが、次に組合法自体の改正中、主要な点を申し上げます。従来の経験によりまして、組合制度に関する知識経験の乏しい公証人よりも、組合に關する指導に多年の経験と多大な関心をもつる行政官にその認証を行わせる方が適当と思われるので、定款の認証は行政官が行うことに改めておる

のであります。次に、組合の業務または会計が法令に違反し、または組合の運営が著しく不当であると認められるときは、組合員の申出がなくとも、行政官が積極的に組合を検査して、適当な勧告を行うことができる道を開くことといたしておるのであります。以上が、改正の理由並びに主要な点であります。

本案は、三月十二日当委員会に付託せられまして、十三日政府委員より提案理由を聴取し、十五日質疑に入り、熱心な応答があつたのであります。なお詳細は会議録を御参照願います。越えて二十日、質疑を打ち切り討論に付しましたところ、自由党多武良哲三君、民主党高橋清次郎君、社会党加藤謙造君より、それら賛成の討論がな

されたのであります。引続き採決に入りましたところ、多数をもちまして原案を可決いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林護治君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であり、委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(林護治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十三 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(林護治君) 日程第十三、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、日程第十四、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、日程第十五、法務府設置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員松本善徳君。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の二部を次のように改正する。

第二節を次のように改める。

(各行政機関の職員(定員))

第二條 各行政機関の職員(定員)は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関の区分	定員	備考
本府	二、一四四人	
統計委員会	六三人	
公正取引委員会	三〇五人	
全国選挙管理委員会	四八人	
国家公安委員会	四六、九八七人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
国家地方警察	一、二二八人	
国家消防庁	一、四二八人	
地方財政委員会	八二八人	
外国為替管理委員会	二、五五人	
首都建設委員会	三、四五一一人	
電波監理委員会	八八五人	
公益事業委員会	二〇八人	
土地調整委員会	九八九人	
宮内庁	六、八二五人	
特別調査庁	一一八人	
賠償庁		
総理府		

行政官庁	定員	備考
行政官庁	六、四八人	
地方自治庁	五七人	
北海道開発庁	四五人	
計	六二、三八一人	
本府	四二、八九一人	うち一、三七二人は、検察庁の職員とする。
中央更生保護委員会	一、二七三人	
司法試験管理委員会	一人	
計	四四、一六四人	
外務省	一、五五一一人	
本省	六三七人	
出入国管理庁	二、一四八人	
計	一、四〇〇人	
本省	一四七人	
公正取引委員会	一三人	
公認会計士管理委員会	六二、二〇〇人	
国税庁		
大蔵省		

造船庁	一、九七一人
印刷庁	八、七五七人
計	八六、四八八人
本省	六四、三七四人
文化財保護委員会	四一〇人
計	六四、七八四人
本省	四五、一六六人
引揚接護庁	二、三五九人
計	四七、五二五人
本省	二八、八二二人
食糧庁	三、三五六人
林野庁	一、三八〇一人
水産庁	一、四一〇人
計	八五、二七九人
本省	一〇、五八三人
資源庁	六、二八八人
工業技術庁	四、六九六人
特許庁	六九五五人
中小企業庁	二〇四八人
計	一六、八〇六人
本省	一四、七九〇人
船員労働委員会	五九人

海上保安庁	二、三二七四人
海難審判庁	九三人
航空庁	四八〇人
計	二八、六九六人
本省	二五、九八七四人
電氣通信省	一五、二八七四人
本省	二、五六五八人
中央労働委員会	九九九人
公共企業体仲裁委員会	一九九人
国有鉄道中央調停委員会	一五八人
国有鉄道地方調停委員会	一一人
専売公社地方調停委員会	五八人
計	二、八〇三人
本省	一〇、八三九人
建設省	八三三人
本部	一、三三五人
物産庁	二、五四三人
経済調査庁	一六八人
外資委員会	三、六一七人
計	八八、七三七七人

2 引揚接護庁の職員は、前項の規定にかかわらず、引揚接護事務の状況により、特に必要がある場合においては、予算の定める範囲内において、政令の定めるところにより、増加することができる。

3 第一項に定める職員の定員の外、当分の間、総務処理事業費、特殊財産処理附帯事務費、賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設処理事業費の支弁に係る事務並びに

賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設処理事業費の支弁によつて管理されていた賠償施設が指定の解除によつて普通財産である固有財産となつた場合におけるその財産の管理及び処分事務に従事させるため、各行政機関を通じて三千五十人以内の職員を置くことができ、前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十六年九月三十日までの間は、農林省の本省の職員の定員は、二万九千五百十二人とし、通商産業省の本省の職員の定員は、一万九千六百六十六人とし、運輸省の本省の職員の定員は、一万四千八百九十人とし、経済安定本部の本

3 各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第三條の規定による定員（前項の規定が適用される場合においては、同項の規定によつて置くことができる定員とする。）をこえる員数の職員は、昭和二十六年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中第十九号を第二十号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 國の会計事務職員の研究を
行うこと。

第八條中第十三号を第十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 國の会計事務職員の研究を
行うこと。

第九條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同條第二項中「及び同項第四号から第九号まで」を並びに同項第三号から第八号まで」に改める。

第十三條第一項の表中

養蚕再評価 審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、養蚕再評価に關する重要な事項について調査審議すること。
旧軍用財産 有財産処理 審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、旧軍用財産の譲渡に關する重要な事項について調査審議すること。

大蔵大臣の諮問に依りて、養蚕再評価に關する重要な事項について調査審議すること。

第十一條第六号中「財産税及び相続税」を「内國税」に改め、同條第九号を次のように改める。

九 連合國財産(賠償庁の所掌に
屬するものを除く)を保全及び
返還すること並びにドイツ財産
(賠償庁の所掌に屬するものを
除く)を管理及び処理すること。

第十二條第一項第八号中「漁業協同組合、商工協同組合」を「水産業協同組合」に改め、同項中第四号の二を第五号とし、第五号を第六号とし、第五号の二を第七号とし、第六号を第八号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同條第二項中「第八号まで」を「第六号まで及び第八号から第十号まで」に改める。

第十二條第一項第八号中「漁業協同組合、商工協同組合」を「水産業協同組合」に改め、同項中第四号の二を第五号とし、第五号を第六号とし、第五号の二を第七号とし、第六号を第八号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同條第二項中「第八号まで」を「第六号まで及び第八号から第十号まで」に改める。

第二十五條の二第二項中「第四十号の二」を「第四十二号」に改める。

第二十八條中「第二十号から第二十一号まで及び第四十三号」を「第二十一号から第二十三号まで及び第四十四号」に改める。

大蔵大臣の諮問に依りて、養蚕再評価に關する重要な事項について調査審議すること。

事務で賠償庁の所掌に屬するものを「連合國財産で賠償庁の所掌に屬するもの保全及び返還並びにドイツ財産で賠償庁の所掌に屬するもの管理及び処理に關する事務」に改める。

第二十條中「第四号から第九号まで」を「第三号から第八号まで」に改める。

第二十五條の二第二項中「第四十号の二」を「第四十二号」に改める。

第二十八條中「第二十号から第二十一号まで及び第四十三号」を「第二十一号から第二十三号まで及び第四十四号」に改める。

第二十九條 圍稅庁に、長官官房及び左の四部を置く。

直稅部
關稅部
徵收部
調査査察部

(特別な職)
第二十九條の二 圍稅庁に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第三十條の見出し中「總務部」を「長官官房」に改め、同條中「總務部」を「長官官房」に改め、第七号の二を第八号とし、第八号を第九号とし、以下第十号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第三十二條の次に次の一條を加える。

(徵收部の事務)
第三十二條の二 徵收部において、左の事務をつかさどる。

一 内國税の徵收に關すること。
二 價格差益の徵收に關すること。

第三十三條の二第一項中「第七号の二」を「第八号」に、「六十人」を「百二十人」に改める。

第三十八條第一項中「調査査察部」を「徵收部」に改める。

第四十條第二項中「財務部」を「財務局」に改める。

第四十三條中「第四十四号及び第四十五号」を「第四十五号及び第四十六号」に改める。

第五十條中「第四十六号から第四十九号まで」を「第四十七号から第五十号まで」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

法務府設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案

法律

法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表四名官廳拘置所の項の次に次の一項を加える。

廣島拘置所	廣島市
-------	-----

同表府中刑務所の項の次に次の一項を加える。

八王子医療
刑務所

八王子市

同表横濱刑務所の項の次に次の一項を加える。

横須賀刑務所

横須賀市

同表神戸刑務所の項中「兵庫縣明石郡大久保町を三明石市」に、同表加古川刑務所の項中「兵庫縣加古郡加古川町」を「加古川市」に改め、同表中「北方刑務所」を「北方医療刑務所」に改め、八王子少年刑務所の項を削る。

別表五中「東京少年院」を「東京医療少年院」に、新潟少年院の項中「新潟縣古志郡稻吉村」を「長岡市」に、「京都少年院」を「京都医療少年院」に改め、神戸再度山学院の項の次に次の一項を加える。

鈴鹿台学園

神戸市

同表豊岡農工学院の項の次に次の六項を加える。

明徳少女院	愛知県愛知郡天白村
豊浦医療少年院	愛知県知多郡豊浜村
三重少年院	津市
各務農事学院	岐阜縣稲葉郡各務村
湖南学院	金沢市
富山少年学院	富山縣上新川郡高沢村

ている。これが本法案の第一の定員決定におけるこの無理なやり方、非人間的なやり方、これらに反対する理由の第一であります。(拍手)

第三の反対理由は、定員数の改正がを企図している点なりの討論であります。現にわが党が予算の反対討論において指摘した通り、予算の七割が性質を持つものであることを主張したのである。定員もまたこの性格に従って増減配置されているの地あつて、政府のいう適正な配置ではないのである。電通省の増員にして、警察、進駐軍等の軍事通信のためであり、厚生省の増員にしても、一人的資源の必要からの対策であり、労働省の増員は、軍事道路や港湾その他の施設増大のためであり、教員その他の施設増大のためであり、教育の増員は、教育と植民地的な愚民教育のためである。また海上保安庁の増員二千三百三十四人、密買取締りに名をかる千二百は、言ふまでもなく復活の準備にはかならないのである。(拍手)かように、一方に、

増員しながら、他方においては農林水産関係調査員千四百八十人の減員を行い、科学研究機関の閉鎖縮小と相まつて、自主的な政策決定に必要な調査機能をみずから破壊して、改正は明らかに戦争への道を進んでいるのであり、それゆゑに、今回の定員改正は明らかに戦争への道を進んでいるのであり、平和を尊ぶるわが党の断固反対する理由はここにありであります。(拍手)

第三の反対理由は、定員法そのものが問題なのであります。政府は、第五国会での定員法の制定で、大量首切りを行った。定員法によつて公務員を縛

りつけている。しかるに吉田内閣は、かかる定員法を制定しながら、昨年国会の審議に付することなく、また定員法を無視して、一片のポ政令によつて七万五千の警察予備隊を設け、海上保安庁の増員をあえて行つたのであります。シカゴ・デリー・ミューン特派員ビッチ君の表現をかりならば、ペンの一走りでも軍隊にかゝるこができるのが警察予備隊である。しかも大橋法務総裁は、予備隊の宿営地がどこにあるかの質問に、答弁を拒否してゐるのであります。警察予備隊ならぬ公務員があることは、一休何を意味するの。しかも今回の定員法改正には、警察予備隊の定員を少しも規定してないものであります。政府は、いつでもポ政令をもつて、幾らでも国会に勝手に増員することのできる陰謀を、ちやんと押し隠してゐるのである。日本の———に對して着々と現実に進め、これらの増強を企ててゐるのであります。定員法そのものの性質は公務員を縛りつける道具であり、この法律のうち外で、政府はかつて気ままに、独裁的に定員外の定員を置き、への協力をやつてゐるのであります。

以上のように——への道である單獨議和と日本の軍事基地化、再軍備、これら吉田内閣の諸政策は、この定員法改正法案の内容と表現されてゐるのであります。(拍手)目下、吉田政府の日米協力態勢が問題となつてゐる。態勢の強化、政府機構の態勢への再編成並びに公務員、労働者の生活水準は昨年未だに下がること等々の構想が新聞紙上に伝えられておりま

す。これこそ日本を———に縛りつけることであり、労働者にはいよいよ植民地的生活の必要であり、民族にとつては、独立を失ふ帝國主義への———なのであります。本法案は、まさにこの吉田内閣の、人民と民族の利益に反し、日米協力態勢への一つの布石となるものであります。よつてわが党は、以上の理由によつて、断固として本法案に反対を表明するものであります。(拍手)

○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告は、いずれも可決であります。三案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて三案とも委員長の報告の通り可決いたしました。(拍手)

第十六、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、公共船員職業安定所の設置に關し承認を求むるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、公共船員職業安定所の設置に關し承認を求むるの件

による公共船員職業安定所を別表の通り増設することによつて、地方自治法第五十六條第四項の規定により国会の承認を求むる。

名 稱	位 置
宮崎公共船員職業安定所	宮崎市
青森公共船員職業安定所	青森市
銚子公共船員職業安定所	銚子市
三崎公共船員職業安定所	神奈川原三浦郡三崎町
清水公共船員職業安定所	清水
勝浦公共船員職業安定所	和歌山縣東牟婁郡勝浦町
舞鶴公共船員職業安定所	舞鶴市
松山公共船員職業安定所	松山市
高知公共船員職業安定所	高知市
佐世保公共船員職業安定所	佐世保市
鹿兒島公共船員職業安定所	鹿兒島市
油津公共船員職業安定所	日南市

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、公共船員職業安定所の設置に關し承認を求むるの件に關する報告書

○坪内八郎君(登壇) 本件は、三月十日、本委員会に付託され、十四日、政府より提案理由の説明を聴取の上質疑に入り、予算委員並びに設置箇所等につき、政府委員と委員との間に然るに質疑応答がとりかわされましたが、その詳細は会議録に載ることといたします。

(参照) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、公共船員職業安定所の設置に關し承認を求むるの件によつて、三案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。よつて結果を御報告申し上げます。以上本件の趣旨並びに内容を簡単に申し上げます。船員職業安定所に基き、公共船員職業安定所は、昭和二十三年十二月二十一日、全国に十九箇所設置せられ、今日に及んだのであります。が、その後船員需給の情勢の推移に伴ひ、船員職業安定業務はますます増加いたしました。して、保護の公共船員職業の円滑なる運営を期し得ない実情であり、このため對策をいたしまして、宮崎市外十一箇所に新たに公共船員職業安定所を設置して船員職業安定業務の増進をはかりとうするものであります。よつて、これが設置方について国会の承認を求められたものであります。

本件は、三月十日、本委員会に付託され、十四日、政府より提案理由の説明を聴取の上質疑に入り、予算委員並びに設置箇所等につき、政府委員と委員との間に然るに質疑応答がとりかわされましたが、その詳細は会議録に載ることといたします。

本件は、三月十日、本委員会に付託され、十四日、政府より提案理由の説明を聴取の上質疑に入り、予算委員並びに設置箇所等につき、政府委員と委員との間に然るに質疑応答がとりかわされましたが、その詳細は会議録に載ることといたします。

○議長(林護治君) 採決いたします。本件は委員報告の通り承認を與へるに御異議ありませんか。

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員報告の通り承認を與へるに決しました。

第十七 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出)

第十九 農林水産業復興費復旧事業費国庫補助の特定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十 飼馬法の一部を改正する法律案(小笠原八千美君外七名提出)

○議長(林護治君) 日程第十七、食糧管理法の一部を改正する法律案、日程第十八、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案、日程第十九、農林水産業復興費復旧事業費国庫補助の特定措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二十、飼馬法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。農林委員長千賀康治君。

食糧管理法の一部を改正する法律案
食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第三條中、「甘藷、馬鈴薯、雑穀」を削る。

食糧管理法の一部を改正する法律案
食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第三條中、「甘藷、馬鈴薯、雑穀」を削る。

第三條第一項を次のように改め

米穀ノ生産者ハ其ノ生産シタル米穀ニシテ其ノ者が別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ指示ヲ受ケタル政府買入数量ノモノヲ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ売渡スベシ

第三條ノ二を次のように改める。

第三條ノ二 政府ハ(大麥、裸麥又ハ小麦ヲ謂フ以下同ジ)ニシテ其ノ生産者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ売渡シ申込ミタルモノヲ買入ルコトヲ要ス

政府ハ國民食糧ヲ確保スル為ニ特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賣リ生産者ニ對シ其ノ生産シタル小麦ヲ政府ニ売渡スベキコトヲ命令ルコトヲ得

政府前項ノ命令ヲ為サントストルキハ同項ノ政令ハ麥ノ收穫見込高ノ判明前ニ之ヲ公布スルコトヲ要ス

第二項ノ命令アリタルトキハ麥ノ生産者ハ其ノ生産シタル麥ニシテ其ノ者が前條第一項ノ法律ノ定ムル所ニ依リ指示ヲ受ケタル政府買入数量ノモノヲ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ売渡スベシ

第一項又ハ前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ生産費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ考慮シテ之ヲ定ム

第四條第一項中「小麦等、甘藷又ハ馬鈴薯」を「米穀又ハ麦」に、「食糧配給公団」を「命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ登録ヲ受ケ主要食糧ノ売渡ノ業務ヲ営ム者(以下販売業者ト稱ス)」に改める。

第五條第一項中「小麦等、甘藷及

馬鈴薯」を「米穀及麦」に改める。

第八條第一項中「第三條第一項ノ者ハ同項ノ規定ニ依リ其ノ者が政府ニ売渡スベキ米麦等」を「米穀又ハ麦ノ生産者ハ其ノ者が政府ニ売渡スベキ米穀又ハ麦に改める。

第四項中「大麥、裸麥及小麦」を「及小麦」に改める。

第十四條から第二十七條までを次のように改める。

第十四條乃至第二十七條 削除

第二十八條 農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ種子用米穀ニ付米法ニ定ムル米穀ノ管理ノ特別ヲ設クルコトヲ得

第二十九條から第三十條ノ七までを削り、第三十條ノ八第二項中「米麦等」を「米穀」に改め、同條を第二十九條とし、第三十條ノ九を第三十條とする。

第三十一條中「第八條ノ五ノ規定」を「第八條ノ五ノ規定」に改める。

第三十條ノ二及第三十一條ノ三を削る。

第三十二條第一項第(五)中「第八條ノ四第三項」を「第八條ノ四第三項」に改める。

第三十四條ノ次に次の一條を加える。

第八條ノ六中「前四條」を「前三條」に改める。

第十一條第一項及び第二項中「大麥、裸麥又ハ小麦」を「及小麦」に改める。

第十四條から第二十七條までを次のように改める。

第十四條乃至第二十七條 削除

第二十八條 農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ種子用米穀ニ付米法ニ定ムル米穀ノ管理ノ特別ヲ設クルコトヲ得

第二十九條から第三十條ノ七までを削り、第三十條ノ八第二項中「米麦等」を「米穀」に改め、同條を第二十九條とし、第三十條ノ九を第三十條とする。

第三十一條中「第八條ノ五ノ規定」を「第八條ノ五ノ規定」に改める。

第三十條ノ二及第三十一條ノ三を削る。

第三十二條第一項第(五)中「第八條ノ四第三項」を「第八條ノ四第三項」に改める。

第三十四條ノ次に次の一條を加える。

第三十七條中「第三十一條、第三十二條ノ二、第三十三條、第三十三條」を「第三十一條乃至第三十三條、第三十四條ノ二」に改め、同條に次の但書を加える。

但シ法人又ハ人ノ代理人、使用人

其ノ他ノ従業者ノ当該違反行為ヲ防止スル為當該業務ニ對シ相當ノ注意及監督ヲ盡サレタルコトニ付証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條から第四十三條までを次のように改める。

第三十八條乃至第四十三條 削除

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用並びに食糧配給公団の解散の時期その他同公団の解散及び清算に關しては、改正前の食糧管理法の規定は、この法律の施行後となすその効力を有する。

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

食糧の政府買入数量の指示に關する法律案

食糧の政府買入数量の指示に關する法律案

食糧の政府買入数量の指示に關する法律案

食糧の政府買入数量の指示に關する法律案

食糧の政府買入数量の指示に關する法律案

政府買入数量の指示について準用する。

(米穀買入審議会)

第十二條 農林大臣の諮問に依り、

第二條又は第六條の規定(前條に

おいて準用する場合を含む。)によ

る都道府県別の政府買入数量の決

定又は変更その他この法律の施行

に関する重要な事項を調査審議さ

せるため農林省に米穀買入審議会

を置く。

2 米穀買入審議会は、この法律の

施行に関する重要事項について、

農林大臣に建議することができ

る。

3 米穀買入審議会は、会長及び委

員二十人以上をもつて組織する。

4 会長は、農林大臣をもつて充て

る。

5 委員は、左に掲げる者をもつて

充てる。

一 農業者又はその団体を代表す

る者 十五人以上

二 学識経験のある者 五人以内

三 委員は、農林大臣が任命する。

7 委員の任期は、二年とする。

8 委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものの外、米穀

買入審議会について必要な事項

は、政令で定める。

(特別区等の特別)

第十三條 この法律中市町村又は市

町村長に関する規定は、特別区のある

地にあつては特別区又は特別

区の区長に、地方自治法(昭和二十

二年法律第六十七号)第百五十五

條第二項(区を設ける市)の市に

あつては区又は区長に、全部事務

組合又は被服事務組合のある地に

あつては組合又は組合管理者に適

用する。

あつては組合又は組合管理者に適

用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 農業者会法の一部を次のよう

に改正する。

第七條中第三項を第四項とし、第

四項の次に次の一項を加える。

3 市町村農業委員会は、食糧の政

府買入数量の指示に関する法律

(昭和二十六年法律第 号)に基

き、米穀、小麦、はたか麦又は小

麦の政府買入数量の指示に関し、

市町村長の諮問に依りて答申す

る。

第二十五條第三項第一号及び第二

号中「第七條第三項を」を「第七條第

四項」に改め、同項を第四項とし、第

四項の次に次の一項を加える。

3 都道府県農業委員会は、食糧の

政府買入数量の指示に関する法律

に基き、米穀、小麦、はたか麦又

は小麦の政府買入数量の指示に関

し、都道府県知事の諮問に依りて

答申する。

第三十五條第一項中「第二十五條

第三項を」を「第二十五條第四項」に改

める。

第三十七條中「第七條第三項又は

第二十五條第三項を」を「第七條第四

項又は第二十五條第四項」に改め、第

四項を第五項とし、第三項を第四項

とし、第二項中「前項を」を「前二項」に

改め、同項を第三項とし、第一項の

次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は必要と認めるとき

は、食糧の政府買入数量の指示に

関する法律第三條第一項第一号(第

六條第三項、第七條第二項及び第十

一條)において準用する場合を含む。

の規定により意見を聞くため、その

定める区域について市町村農業委員

附則第十項中「第七條第三項」の下

に及び第四項」を加え、第二十五

條第三項第一号及び第二号を第二

十五條第三項並びに第四項第一号及

び第二号」に改める。

3 食糧確保のための臨時措置に関

する政令(昭和二十四年政令第三百

八十四号)は、廃止する。

食糧の政府買入数量の指示に関す

る法律案に対する修正案

食糧の政府買入数量の指示に関

する法律案に対する修正

する法律案の一部を次のよ、に修正す

る法律案の一部を次のよ、に修正す

十三條)に改める。

食糧の政府買入数量の指示に関する

法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

農林水産業施設災害復旧事業費国

庫補助の暫定措置に関する法律の

一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費

国庫補助の暫定措置に関する法律

の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国

庫補助の暫定措置に関する法律(昭

和二十五年法律第百六十九号)の一

部を次のよ、に改正する。

第二條第二項第一号を次のよ、に

改め、同條第五項中「原形に復旧す

ること」の下に「原形に復旧するこ

と」を加ふる。

2 前項の規定により国が行う補助の比率は、左の区分による。

一 農地に係るもの

当該災害復旧事業の事業費の十分

の五

二 農業用施設に係るもの

当該災害復旧事業の事業費の十分

の六・五

三 林業用施設に係るもの

当該災害復旧事業の事業費の十分

の六・五

四 林地荒廃防止施設に係るもの

当該災害復旧事業の事業費の十分

の五

五 漁港施設に係るもの

当該災害復旧事業の事業費の十分

の六・五

六 前條第六項の事業の事業費のうち災害にかつた施設を原形に復旧する

ものとした場合に要する金額をこえる部分(以下「超過事業費」といふ。)

につき、第一項の規定により国が行う補助の比率は、前項の規定にかかわ

らず、左の区分による。

一 林地荒廃防止施設(法令によ

り地方公共団体又はその機関の

維持管理に属するものを除く。

とが不可能な場合において、当該農

地等の従前の効用を復旧するために

必要な施設をすることを含む。)を

加ふる。

一 林地荒廃防止施設(法令によ

り地方公共団体又はその機関の

維持管理に属するものを除く。

以下同じ)。

第三條を次のよ、に改める。

(補助の対象及び補助率)

第五條 国は、農地等(漁港施設に

ついては水産業協同組合の維持

管理に属するものに限る。)の災害

復旧事業について、当該事業を施

行する者に対し、予算の範囲内

で、その事業費の一部を補助す

ることができる。

一 農地に係るもの

北海道にあつては超過事業費の十分の四・五、

二 農業用施設に係るもの

林業施設に係るもの
イ 林地荒廃防止施設に係るもの
ロ 林地に係るもの

四 漁港施設に係るもの

第五條第九号を削る。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案)

第三條第一項但書中「その隣接競馬場において、年四回開催することができ、その開催することのできる回数」を「その開催することのできる回数」に改め、同條第二項を削り、同馬法の一部を改正する法律案につきま

官報外 昭和二十六年三月二十五日 衆議院議案録第二十三号 食糧管理法の一部を改正する法律案外三件

北海道にあつては超過事業費の十分の四・五、

超過事業費の十分の五

北海道にあつては超過事業費の十分の四

都府県にあつては奥地幹線林道については超過事業費の十分の六、その他の林道については超過事業費の十分の三

北海道にあつては超過事業費の十分の六

都府県にあつては超過事業費の十分の四

附則

この法律は、公布の日から施行する。

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外七名提出)に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

千賀康治君

この法律は、公布の日から施行する。内閣提出、食糧管理法の一部を改正する法律案、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案

して、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。また食糧管理法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。食糧管理法は、昭和十七年に制定された食糧管理法の実体法として定められて、第一回国会以来、そのとき々の食糧需給好転の事実に立脚いたしました。食糧需給の大緩和を中心思想として所要の改正を意図したものであります。以下、おもなる改正点について御説明申し上げます。

以上が、食糧法改正法律案の内容の大体であります。

この食糧法に対して、現行食糧確保臨時措置法はその手続法として施行されて参つたのであります。

本法は現時法でありまして、来る三月三十一日に失効する建前となっております。

その内容が簡単に申し上げます。

第一は、米については従来の買入れ方式を継続するが、麦につきましては、生産者革命令の定めるところにより政府に対して売渡しの申込みを行つたときは、政府はこれを一定価格で買入れねばならぬ、しかし食糧確保のためには、政府は売渡し命令を免し得るようにしたことであります。

第二は、米については従来の買入れ方式を継続するが、麦につきましては、生産者革命令の定めるところにより政府に対して売渡しの申込みを行つたときは、政府はこれを一定価格で買入れねばならぬ、しかし食糧確保のためには、政府は売渡し命令を免し得るようにしたことであります。

第三は、食糧配給公団の存続期間は本年四月一日までとし、これになつており、同公団に関する規定を削除するが、または公団にかつて主食の配給業務を行う民営の販売業者に閉する規定に書きかえたことであります。

第四は、種子用の米穀については農林大臣が一般の米穀管理の特例も設けることができることにした点であります。

以上が、食糧法改正法律案の内容の大体であります。

この食糧法に対して、現行食糧確保臨時措置法はその手続法として施行されて参つたのであります。

本法は現時法でありまして、来る三月三十一日に失効する建前となっております。

その内容が簡単に申し上げます。

第一は、米については従来の買入れ方式を継続するが、麦につきましては、生産者革命令の定めるところにより政府に対して売渡しの申込みを行つたときは、政府はこれを一定価格で買入れねばならぬ、しかし食糧確保のためには、政府は売渡し命令を免し得るようにしたことであります。

第二は、米については従来の買入れ方式を継続するが、麦につきましては、生産者革命令の定めるところにより政府に対して売渡しの申込みを行つたときは、政府はこれを一定価格で買入れねばならぬ、しかし食糧確保のためには、政府は売渡し命令を免し得るようにしたことであります。

第三は、食糧配給公団の存続期間は本年四月一日までとし、これになつており、同公団に関する規定を削除するが、または公団にかつて主食の配給業務を行う民営の販売業者に閉する規定に書きかえたことであります。

第四は、種子用の米穀については農林大臣が一般の米穀管理の特例も設けることができることにした点であります。

以上が、食糧法改正法律案の内容の大体であります。

この食糧法に対して、現行食糧確保臨時措置法はその手続法として施行されて参つたのであります。

本法は現時法でありまして、来る三月三十一日に失効する建前となっております。

その内容が簡単に申し上げます。

第一は、米については従来の買入れ方式を継続するが、麦につきましては、生産者革命令の定めるところにより政府に対して売渡しの申込みを行つたときは、政府はこれを一定価格で買入れねばならぬ、しかし食糧確保のためには、政府は売渡し命令を免し得るようにしたことであります。

第二は、米については従来の買入れ方式を継続するが、麦につきましては、生産者革命令の定めるところにより政府に対して売渡しの申込みを行つたときは、政府はこれを一定価格で買入れねばならぬ、しかし食糧確保のためには、政府は売渡し命令を免し得るようにしたことであります。

第三は、食糧配給公団の存続期間は本年四月一日までとし、これになつており、同公団に関する規定を削除するが、または公団にかつて主食の配給業務を行う民営の販売業者に閉する規定に書きかえたことであります。

が非常に多く、年々農林水産業施設に對して多大の損害を興えておられますので、この合理的な災害対策を確立して農林水産業の経済安定をはかる必要のありますことは、今さら贅言を要しないところと存じます。現行法は、この趣旨に基づきまして、去る第七国会におきまして、従来単に補助規定によつて実施いたしておりましたものを法制化したのでありますが、その後一箇年間にわたる実施の経験に基づきまして、さらに改正すべき点がございまして、一般土木災害制度の改正の方向とも歩調を合せる必要がありまして、所要の改正をいたさうとするものであります。

次に改正の主要点を申し上げますと、
一、現行法におきましては、原形復旧事業と超過事業との区別が不明確でありますので、改正案ではこの点を明確にいたしまして、災害復旧事業上欠くことのできないう超過事業につきましても、新たに一般改良事業と同率の補助を行うことにいたしました。
二、林道に対する補助率は、現行法では一率に十分の五となつておりますが、奥地幹線林道とその他に区別いたし、奥地幹線林道に対する補助率を十分の六・五に引上げました。また水産協同組合の維持管理に属する漁港施設につきましても、現行法の十分の四・五を十分の六・五に引上げました。
三、林地荒廃防止施設及び漁業施設中、地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものは、近く提出を予定されております公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案の適用を受ける

ことになつておりますので、本法の適用を除外いたしました。
四、現行法によりまして、地方公共団体は当該災害復旧事業の費用の一部を負担することとなつておりますが、地方財政の実情にかんがみまして、かような義務負担制を廃止いたしました。
改正の要点は、おおよそ以上の四点であると存じます。
本法案は、去る十九日付託と相なり、二十二日提案理由の説明を聴取いたしました。本改正案の内容は、災害復旧に対する補助率の引上げ、また原形復旧を越える超過事業に対し新たな補助を興えることとする等、治山治水対策に対する現下の要請にこたえんとするものでありまして、最も時宜に適した措置と認められ、各委員とも異論がございせんので、質疑を省略いたしました。
次いで、昨二十三日採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。
次に競馬法の一部を改正する法律案につきましても、三月十九日、提案者の一人川端佳夫君より、この法律案の提出理由と改正内容を聴取いたしました。その要点を御報告申し上げますが、その要点を御報告申し上げますと、御承知のごとく、現行法上の園營競馬の開催地は札幌、函館、福島、新潟、小倉、宮崎の十二箇所、東京、京都、阪神、中山、横濱、中京、京都、阪神、中山、宮崎の十二箇所と相なつておりますけれども、實際には新潟、横浜、中京、宮崎の四箇所は種々の理由から発行できず、従つて発行できない部分につきましては、第三條の但書によつて、隣接競馬場で一回をふやし、年四回開催できること

となつておるのであります。しかるに最近における園營競馬の現状を見ますと、地方競馬に比較し、開催回数のみならず、出場手当金等の関係もありまして、いさゝか押されざるが、かつては園營競馬に出場する馬の持主の経済に悪影響があるばかりでなく、由緒ある園營競馬の伝統を傷つけ、かつ資源を興えますので、この際とありあらず、当該項を改正して、開催のできなかつた分の園營競馬を他のいづれかの園營競馬場で開催せしめ、全体として園營競馬の開催回数を増加せしめようというのが、本法案の目的とするところであります。
三月二十日質疑を行いました。その詳細は速記録に譲りまして、三月二十三日、討論を省いて採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決しました。
以上をもつて御報告を終わります。
(拍手)

○議長(林暲治君) 討論の通告があります。順次これを許します。吉川久衛君。
(吉川久衛君登壇)
○吉川久衛君 私は、大だいま提案されました食糧の政府買入数量の指示に関する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案の二案について、国民民主黨を代表いたしまして反対するものであります。(拍手)
反対の理由は、共産黨を除く各党の申合せによりまして、今回に限り速記録に議することいたしました。(拍手)
(参照)
政府は、三月末日をもつて現行の食

糧確保臨時措置法が失効する機会におき、麦類の統制撤廃策に関連する一連の食糧管理制度の改革を企図するに至つたのであります。特に従来、事前割当供出制度を緩和する政策転換のごとくでありまして、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案を見ると、その内容は、むしろ農民の供出に対する発言を封殺して政府の食糧徴収権を強化し、この強化された権力行使機能をもつて收穫物を徹底的に收購しようとする企図を本質とするものにはかならないのであります。あれ／＼は、従来民主的な食糧管理制度の確立を要求して来たのであります。今政府が企図すること、一方においては麦類の統制を撤廃し、他方においては米の供出を強化する、きわめて矛盾した食糧政策は、断固反対するものであります。今日の緊迫する國際情勢は短期的なものではなく、相当長期にわたる可能性が強いのであります。従つて、輸入食糧の見通しは樂觀を許しません。われわれの農林委員会における質問に對し、政府の回答は、輸入資金確保に關するものを除いては決定的な確信を示しておりません。たとへば、政府の昭和二十五年七月二十六日六月末における輸入計画は二百八十五万一千トンのうち、二十五年七月二十六日六月末までの輸入は約百三十九万トンであり、この輸入計画達成のために三、四、五、六の四箇月で残り百四十六万トンを輸入することが必要であります。これは月平均三千七百万トンの輸入を必要とすることとなります。政府は三月の輸入状況に樂觀をしていますが、四、五、六の配給はいまだ確定しておらず、きわめて問題があります。

ましてや二十六年の七月以降の輸入計画についてはまったく不明であります。政府も好転するとは、おそろしく考へていないと思はれるほどきわめて不安定なものであります。
以上のような不安定な情勢のもとにおいては、政府の意図する一定価格による市場への無制限開放、一定価格による国内麦類の無制限買入れの價格操作による市場安定化策は、食糧輸入の困難に加えるに、国内におけるインフレーションの進行及び麦類加工業の操業度に現在余裕のあること等の要因を契機としたしまして、国内産麦類に對する業者の思惑買ひによつて無力化する可能性がきわめて強いのであります。

麦の統制が撤廃されまると、配給基準量は米一本ということになります。政府は現在の米の配給量平均一合六匁を確保するといつておられるが、今までは米麦二合七匁で、米麦はその豊凶を相互に相補つて配給基準量を維持する機能があります。米一本となると、まったく弾力性がなくなります。この面から、政府は備蓄操作の上から常に最大の米の供出量を要求せざるを得ないのであります。特に一たび内地米が凶作となれば、政府は必ずや配給基準量維持のために最大の努力を拂わねばならぬのであります。その結果は供出強化は必至であります。かくして米作農家は、供出強化と凶作との二重の苦しみを受けなければならぬのであります。また外米の確保が予定通り行かないときも同様な問題が起り得るわけでありまして、米作農家、特に米單作農家の受ける犠牲はきわめて大きく、麦類の統制撤廃は、まったく米の

となつておるのであります。しかるに最近における園營競馬の現状を見ますと、地方競馬に比較し、開催回数のみならず、出場手当金等の関係もありまして、いさゝか押されざるが、かつては園營競馬に出場する馬の持主の経済に悪影響があるばかりでなく、由緒ある園營競馬の伝統を傷つけ、かつ資源を興えますので、この際とありあらず、当該項を改正して、開催のできなかつた分の園營競馬を他のいづれかの園營競馬場で開催せしめ、全体として園營競馬の開催回数を増加せしめようというのが、本法案の目的とするところであります。
三月二十日質疑を行いました。その詳細は速記録に譲りまして、三月二十三日、討論を省いて採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決しました。
以上をもつて御報告を終わります。
(拍手)

○議長(林暲治君) 討論の通告があります。順次これを許します。吉川久衛君。
(吉川久衛君登壇)
○吉川久衛君 私は、大だいま提案されました食糧の政府買入数量の指示に関する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案の二案について、国民民主黨を代表いたしまして反対するものであります。(拍手)
反対の理由は、共産黨を除く各党の申合せによりまして、今回に限り速記録に議することいたしました。(拍手)
(参照)
政府は、三月末日をもつて現行の食

結果となるのであります。また外米の確保が予定通り進行しない場合においても、政府が意図している米一本、一合五勺の意図を実現するためには、産給基準線を切下げるのに、抵抗力の強い方策をとる前に、必ず国内産米の供出を確保することは明白である。しかも、一方外米の確保たるや、輸入食糧のうち最大の懸念となつてゐることは周知の事実でありまして、この傾向は悪化こそすれば、好転する見通しはまつたくなかぬといつても過言ではありません。この一点から供出強化は必ず至であり、米作農家のこころむる不利益は推して知るべきでありまして、麦類の統制撤廃は、まつたく米の権性の上に初めて成り立ち得るといつても、絶対に過言ではありませぬ。私は、米の生産増強の見地からも、農民道義の上からも、麦の統制撤廃は断じて行へべきではないと信ずるものであります。

第三の理由としては、麦類の統制を撤廃しても、輸入食糧確保の見通しの不安定、インフレーション必至の傾向及び小麦加工業者の操業度に現在相当余裕のあること等から、国内麦に対する業者の意思買付けは強化して、結局政府の市場統制力は強化するが、あるいはこの激烈な買付け競争の過程において、中小加工業者は大加工業者に圧倒されてしまつてあらうと思はれるのであります。すなわち、政府の市場操作が崩壊した場合は、当然再び統制に入らざるを得ないと思はれる。政府は、かような事態になれれば、最近における国際情勢から見て、必ずアメリカに頼んで得るから心配はないとの、意味留置的な表現をしつゝあるようであります。な

るほど、日本国内の食糧事情の混乱は、アメリカとして内心を保持し可能な限りあめまがし、したがひながら、統制撤廃といふ、日本政府の責任におもつた原因に対する反省なしに、無條件にアメリカに期待し得るとなすほど不見識、非常識なことではないのであります。この場合は、アメリカが特別の配慮を日本に與へるとしても、日本国内に於いて、打つべき手を打つことが最低の條件であり、それは具体的には麦類の再統制を意味するものであり、三月十三日付連合軍司令部ブッシュ代將の正式宣言によつて、これは明確であります。しかも三月二十一日、米閣僚務省外閣閣僚関係局長アンドリュース氏は、最近の世界の食糧事情について、日本の食糧の大量輸入計画を立てているのに對して、東部アジアからの輸入に重点を置くことを強調した談話を發表して、我が政府はこれにいかんか解するものであります。

次に、麦の統制撤廃により、麦の意思買付け競争を通じて、麦価がかりに騰貴したとしても、それはそのまゝ農民の手取り価格の増加を意味しないのであります。なぜなら、業者の意思買付けに對抗する農民の武器は、農業協同組合を中心とする自主的共同販売体制の確立であるが、農業協同組合は、周知のごとく目下きわめて弱体であり、その再建整備のための努力が展開されてゐるほどの実情であつて、かかる実情は、業者による意思買付けの絶好の場となり、市況に暗く、経済力の貧弱な農民が、どうして対抗し得るものでないからであります。政府が農民に

對して、麦の価格騰貴をえき、統制撤廃をあたから農民の利益のごとく宣傳してゐるのは、まつたく農民を欺瞞してゐるものとみる。もつと辛直に、一部大資本とブローカーのためには統制を撤廃することが主目的であることを天下に明らかにすべきではありませんか。農民は、いつ再統制に入るかもしれないといふ不安のもとに統制撤廃に直向することとなるが、それにもかかわらず、一時的な麦の値上りには生産意欲を刺激して、農民の経営努力は更に集中する可能性はありまして、肥料の値上りにもかかわらず、無理な手当もあつて、そして、増高した生産費を出来秋の自由販売価格に期待しながら再統制に直向するのである。麦作農家の受ける打撃は目に見えないものである。なぜなら、麦の対米価比率を小麦、裸麦六四四、大麦五四〇に切下げんとしている現政府は、先に述べた農業団体に対する回答において明らかにしたごとく、二重価格制度は財政の基本構想に反するとする現政府、これから増高した麦の生産費を補償する一片の考慮すらうかがい知ることではないではないか。かくして、不安定な条件のもとに強行される麦類の統制撤廃は、消費者はもろろか、不利益であることが明らかでありまして、これが理由の第一である。

次に第四点として、先に述べた統制撤廃の過程において、小加工業者が大加工業者に圧倒される可能性を指摘したところの場合、政府の意図してゐる価格の安定は、一応期し得るかもしれない。なぜなら、生き残つた巨大少数資本は、中

小企業を圧倒し去ることによつて農民の上に独占的な支配力を確立して、一方的に麦類価格を支配し得るからである。かくして、短期の麦類価格の騰貴の過程において若干のおすそわけにあずかり得た麦作農家は、この資本の支配権確立のもとに、長きにわたる低価格安定を余儀なくされることは必ずである。私は、現政府の意図してゐるかかる安定を通じて麦作農家の不利益を招来する麦類の統制撤廃には絶対に賛成し得ないのである。これが理由の第四点である。

第五点の理由として、麦類統制撤廃により惹起される麦価の高騰が消費者に明白である。米一本、全園平均一合五勺の配給標準は、各地の現行米食率の相違によつて、現実にはきわめて区々なものとなるのであります。すなわち東京、新潟では米の配給量が遠つて来るといふことが起るのであります。このこと自体きわめて問題があるが、残余の分を麦食に依存する場合、麦価の高騰は、米食率の高き、すなわち米の配給量の高きによつて、その家計に及ぼす影響を区々なものとし、現行賃金体系の混乱を惹起すること必至であり、また麦作地帯の農家保有にも重大影響をもたらすことも明白である。政府は何ゆゑに、かかる混乱を招き、そして麦類の統制を撤廃する心算があるものであらうか、まつたく政府の常識を以て疑はざるを得ないのであります。

統制撤廃の本質を明らかにしたが、政府は、あつて輸入食糧を期待し得るとして、統制撤廃後の事態を收拾し得るとして、今かりに政府の言ふごとく、それを期待し得るとして考へてみたら、はたしてどうなるであらうか。この若干述べたならば、この場合は、政府買入価格の問題がきわめて重要であります。

以上疑はざるを得ないのであります。以上述べた、現下の不安な輸入食糧事情を要する国民食糧事情のもとにおける麦類の統制撤廃は、必然的に再統制へ移行するであらうといふことを明らかにして、その諸影響を述べ、麦類

政府は、現行対米価比八一・三を六四・二に切下げの意図を明らかにしているが、この対米価比率は、昭和九年ないし十一年における対米価比率を採用してゐたものであつて、当時は周知のごとく、国民主食糧はほとんど米に依存してゐたのであります。現在の構造は米五六〇、麦四四〇の比率を示しております。状況がまつたく一変してゐるのであります。この一変してゐる状況をまつたく無視して対米比価の切下げを行ふんといふのは、低米価、低賃金の吉田内閣の本質を遺憾なく暴露するものと断ぜざるを得ないのであります。輸入食糧が順調な場合は、結局引下げられた政府買入価格をもつて、農民はそのほとんど全部を政府に売渡さざるを得ないであります。

七の委員長の報告は可決せられ、日程第十八の委員長の報告は修正あり。前案を委員長長の報告の通り決す。裁成の諸君の起立を求めま

○議長(林國治君) 起立多数。よつて本案を委員長長の報告の通り決す。裁成の諸君の起立を求めま

○議長(林國治君) 御異議なしと認め可決いたしました。(拍手)

第九條出千円を二千円に改め。この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案

を、国会閉会中事務に従事させるため、主事専任三十人を置く。

この規程は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し第一條の改正規定のうち主事及び主事各二人の増置に関するものは、昭和二十六年七月一日から施行する。

附則 衆議院法制局職員定員規程中改正案

昭和二十六年三月二十五日、衆議院會議録第十號、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外四件

去る二十一日議長に於て、次の通り補任委員の補充を指名した。
厚生委員 田中 元君 金子與次郎君
井之口政雄君 羽田野次郎君
農林委員 小林 運良君 藤本 太助君
水産委員 水産委員 新山アサノ君
特別委員 岡崎 勝男君
去る二十一日補任委員会におい
て、次の通り理事を補充選任した。
文部委員会
理事 若林 義孝君、理事若林義
孝君去る二十一日理事補任
につきその補充
附二十三日議長において、次の補
任委員の補任を許可した。
地方行政委員 佐藤 親直君
大蔵委員 川島 金次君
文部委員 岡谷 光徳君
厚生委員 金子與次郎君
井之口政雄君
農林委員 河野 謙三君
水産委員 小井 運美君 八百板 正君
新山アサノ君 井之口政雄君
運輸委員 浅沼稻次郎君
子爵委員 川島 金次君
附二十三日議長において、次の通
常任委員の補充を指名した。
地方行政委員 平野 三郎君
水産委員 田中 元君
文部委員 河野 謙三君
厚生委員 新山アサノ君
井之口政雄君

農林委員 岡谷 光徳君 佐藤 親直君
金子與次郎君 稲村 順三君
水産委員 井之口政雄君 新山アサノ君
運輸委員 浅沼稻次郎君
子爵委員 川島 金次君
去る二十日委員長及び議員から提
出した内閣案は次の通りである。
国会議員の歳費、旅費及び手当等
に関する法律の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)
内閣委員会が審査を行つ場合
の委員の新規増設に関する法律案
(議院運営委員長提出)
国民健康保険法の二部を改正する法
律案(夏堀源三郎君外二十
三名提出、衆法第一九七号)
農林院事務局職員定員規程中改正案
(議院運営委員長提出)
裁判所法局職員定員規程中改正案
(議院運営委員長提出)
旧令による共済組合等から年金受給
者のための特別措置法の一部を改正
する法律案(夏堀源三郎君外二十
三名提出)
去る二十日内閣から提出した議案
は次の通りである。
昭和二十四年度国有財産増減及び現
在額計算書
昭和二十四年度国有財産無償貸付状
況計算書
去る二十日参議院から受領した内
閣提出案は次の通りである。
首都高速交通増強法の一部を改正
する法律案
去る二十日参議院から受領した内
閣提出案は次の通りである。
法務府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

去る二十日予備審査のため参議院
から送付された次の議案を受領した
低性能船舶買入法の一部を改正する
法律案
低性能船舶買入法の規定により国が
買入れた船舶の外航船積荷調整
のためにする免状に関する法律案
去る二十日委員会に付託された議
案は次の通りである。
法務府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第四七号)(参議院送付)
内閣委員会 付託
旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法の一部を改
正する法律案(夏堀源三郎君外二十
三名提出、衆法第一九七号)
大蔵委員会 付託
国民健康保険法の一部を改正する法
律案(夏堀源三郎君外二十三名提出、
衆法第一九七号) 厚生委員会 付託
首都高速交通増強法の一部を改正
する法律案(参議院提出、参法第一
九七号) 運輸委員会 付託
昭和二十四年度国有財産増減及び現
在額計算書
昭和二十四年度国有財産無償貸付状
況計算書
以上二件 決算委員会 付託
去る二十日予備審査のため参議院
から送付された議案は次の委員会に
付託された。
低性能船舶買入法の一部を改正する
法律案(山縣勝見君外四名提出、参
法第九七号) 農林委員会 付託
低性能船舶買入法の規定により国が
買入れた船舶の外航船積荷調整
のためにする免状に関する法律案
(山縣勝見君外四名提出、参法第一
九七号) 以上二件 運輸委員会 付託

去る二十日参議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。
農業委員会法の施行に伴う関係法令
の整理に関する法律案
臨時物資需給調整法の一部を改正す
る法律案
在外公館等借入金金の返済の準備に
関する法律案
保額法及び保額工務法の一部を
改正する法律案
電信電話料金法の一部を改正する法
律案
去る二十日参議院送付の次の内閣
提出案を可決した旨参議院に通知
した。
企業再建整備法の一部を改正する法
律案
去る二十日日本院は次の内閣提出案
中修正を承諾し、その旨参議院及び
内閣に通知した。
地方税法の一部を改正する法律案中
修正
去る二十日参議院において、次の
内閣提出案を可決した旨の通知書
を受領した。
経済安定本部設置法の一部を改正す
る法律の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律案
登録税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
印紙税法の一部を改正する法律案
骨牌税法の一部を改正する法律案
去る二十日内閣から提出した條
約は次の通りである。
世界保健機関憲章を承諾することに
ついて承諾を求めたの件
去る二十日議員から提出した議
案は次の通りである。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改
正する法律案(平井義一君提出)
港灣法の一部を改正する法律案(坪
内八郎君外五名提出)
船員保険法の一部を改正する法律案
(丸山直友君外二名提出)
平和擁護に関する決議案(河田賢治
君外二十五名提出)
去る二十日内閣から提出した議
案は次の通りである。
厚生省設置法の一部を改正する法律
案
日本政府在外事務所設置法の一部を
改正する法律案
去る二十日予備審査のため参議
院から送付された次の議案を受領し
た。
漁船法の一部を改正する法律案
去る二十日委員会に付託された
條約は次の通りである。
世界保健機関憲章を承諾することに
ついて承諾を求めたの件(條約第一
九七号)
外務委員会 付託
去る二十日委員会に付託された
議案は次の通りである。
厚生省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二四四号)
内閣委員会 付託
日本政府在外事務所設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出第二二五
号) 外務委員会 付託
船員保険法の一部を改正する法律案
(丸山直友君外二名提出、衆法第二
二五号) 厚生委員会 付託
漁業法及び水産庁設置法の一部を改
正する法律案(平井義一君提出、衆
法第二二五号) 水産委員会 付託

一、去る二十三日予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託されし。

流産法の一部を改正する法律案
(秋山俊二郎君外三名提出、参法第一二二号) 水産委員会、付託
一、昨二十三日議員から提出した議案は次の通りである。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(夏堀源三郎君外四十七名提出)
一、昨二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、昨二十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
低性能船舶買入法の一部を改正する法律案
低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船規格調整のためとする充補に関する法律案
少年院法の一部を改正する法律案
公認会計士法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
再評価積立金の資本組入に関する法律案
養蚕再評価法の一部を改正する法律案
保険業法の取締に関する法律の一部を改正する法律案
社会福祉事業法案
一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号) 付託
少年院法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一二二号) 付託
法務委員会、付託
公認会計士法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一二二号) 付託
再評価積立金の資本組入に関する法律案(内閣提出第一一九号) (参議院送付)
養蚕再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号) (参議院送付)
保険業法の取締に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号) (参議院送付)
農林中央金庫法の一部を改正する法律案(夏堀源三郎君外四十七名提出) (参議院送付)

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知を得て受領した。
一、昨二十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知を得て受領した。

一、昨二十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知を得て受領した。

一、昨二十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知を得て受領した。

一、昨二十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知を得て受領した。

一、昨二十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知を得て受領した。

一、昨二十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知を得て受領した。

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

一、去る二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

一、去る二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

一、去る二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

一、去る二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

一、去る二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

一、去る二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

一、去る二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

一、去る二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

衆議院會議録第十五号中正誤
二頁 表 中 勤労学生控 勤労学生控 除を 職控除を
衆議院會議録第十八号中正誤
一頁 段行 誤 正
三頁 五 規定 規程
衆議院會議録第二十一号中正誤
一頁 段行 誤 正
三頁 下 大阪 微生物研究 微生物研究
三頁 上 末 行から末二 行まで各行 べきの誤
三頁 下 末 京都大学 富崎大学
衆議院會議録第二十二号中正誤
一頁 段行 誤 正
三頁 四 二 思うところ 思うところ
三頁 五 二 思うところ 思うところ
三頁 五 三 食糧法 食糧法
三頁 五 末 貸付起止 (貸付起立)

定価 一部六円五十銭
送料実費

東京新橋区市谷木村町
電話九段五二〇〇
印刷部
電話九段五二〇〇
印刷部